

雲岡石刻錄

——「雲岡金石錄」改訂版——

「北朝石窟寺院の研究」班

石松日奈子・稻本 泰生・上枝いづみ
易 丹韻・王 珏人・大西磨希子
岡村 秀典(班長)・北村 一仁・倉本 尙徳
佐藤 智水・篠原 典生・常 鈺熙
高志 緑・高橋早紀子・田林 啓
苦名 悠・富岡 采花・濱田 瑞美
檜山 智美・フォルテリエリカ
向井 佑介・安岡 孝一

例言

・本稿は水野清一・長廣敏雄『雲岡石窟』第二卷所収の「雲岡金石録」に収録された北魏から金までの石刻銘文を改めて検討し、さらに新發現の銘文を加えた「雲岡金石録」改訂版である。研究班の討議を経て、倉本尙徳が編集した。

・銘文の掲載順序は「雲岡金石録」に準じ、未収録分は窟番號順に配列した。

・著録は一に示した著録略稱を用い、巻數・頁數を示した。

・釋文については以下の方針とした。

①基本的には原則として『康熙字典』の字體（舊字體）を用い、異體字についてもそれに改める。

②ただし「為」「万」「弥」「与」「淨」のように、常用漢字、あるいはそれに類似する字形（體）の俗字「𠄎」などについては、改めずにそのまま表記する。頻出する「无」についても「無」に改めずにそのまま表記する。

③字形類似による誤字、書き分けの意識が薄い「𠄎」（てへん）と「木」（きへん）、「巾」（はばへん）と「巾」（りっしんべん）などは正しい表記に改め校記しない。

④一字と確認できる判讀できない文字は「□」で示し、缺損により文字が存在する可能性があるが字數を確定できない場合は「、」で示す。

⑤改行箇所は「／」で示す。

⑥意圖的な空格は「△」で示す。

⑦句讀點を付す。

・概要部分は『雲岡石窟』原報告と『新編』の解説内容を部分的に

取り込み、さらに新しい知見を加えたもので、岡村秀典・稻本泰生・倉本尙徳の三名が分擔して執筆した。

・圖版に關して、『雲岡石窟』原報告・新編に掲載されているものは卷數と圖版番號を示した。注記のないものは京都大學人文科學研究所藏拓・寫眞である。寫眞に關しては撮影年を記した。それ以外を用いた場合は典據を示した。

一、著録略稱

石交：羅振玉『石交錄』（『石刻史料新編』第四輯、第六卷所收）

源流：厲壽田『雲岡石窟寺源流考』（手寫本）一九三七年（『雲岡石窟

編年史』所引）

通一：通一・董玉祥『雲岡第五〇窟的造像藝術』（『現代佛學』一九六三年第二期）

雲岡：水野清一・長廣敏雄『雲岡石窟——西曆五世紀における中國北部佛教窟院の考古學的調查報告』：東方文化研究所調查昭和十三年～昭和二十年』京都大學人文科學研究所雲岡刊行會一九五二～一九七五年

原録：水野清一・長廣敏雄『雲岡金石録』（『雲岡石窟』第二卷所收）

試解：辛長青『雲岡第20窟出土比丘尼曇媚造像頌石碑試解』（『山西師大學報（社會科學版）』一九八六年四期）

文化：趙一德『雲岡石窟文化』北嶽文藝出版社、一九九八年

研究：閻文儒『雲岡石窟研究』廣西師範大學出版社、二〇〇三年

編年：張焯『雲岡石窟編年史』文物出版社、二〇〇六年

遺物篇：岡村秀典編『雲岡石窟 遺物篇』朋友書店、二〇〇六年

辭典：王恆編『雲岡石窟辭典』江蘇美術出版社、二〇一二年

楹聯：員小中『雲岡石窟銘文楹聯』科學技術出版社、二〇一四年
 三晉：許德合 分冊主編『三晉石刻大全 大同市南郊區卷・上編』三晉出版社、二〇一四年
 新編：京都大學人文科學研究所・中國社會科學院考古研究所『雲岡石窟』第一七～二〇卷本文篇、科學出版社東京、二〇一六・二〇一七年
 全集：張焯主編『雲岡石窟全集』（全二〇卷）青島出版社、二〇一七年

※諸書は原録を踏襲するものが多い。基本的には雲岡・原録・楹聯のみ校勘に用いる。他書については必要な場合にのみとりあげる。

一、目録

I 雲岡金石錄收録銘文

北魏

- 1 爲亡夫侍中造像記 正光□年（五二〇～五二五）□月二十三日 第四窟南壁
- 2 妻周氏爲亡夫造釋迦文佛彌勒二軀記 太和十九年（四九五）四月二十八日 第十一窟明窓東側
- 3 清信女造釋迦像記 無紀年 第十一窟南壁
- 4 邑義信士女等五十四人造石廟形像九十五區及諸菩薩記 太和七年（四八三）八月三十日 第十一窟東壁
- 5 太和二十□年七月造像記 太和二十□年七月十日 第十一窟東壁
- 6 侯后云造像記 無紀年 第十一窟東壁
- 7 a e 佛弟子造像記 無紀年 第十一窟西壁
- 8 太和二十年七月記 太和二十年（四九六）第十一窟西壁南部下層第五十龕
- 9 太和二十年弟子造像記 太和二十年（四九六）五月 第十一窟西壁
- 10 太和十九年七月二十一日記 太和十九年（四九五）七月二十一日 第十一窟
- 11 太和十三年造像記 太和十三年（四八九）七月二十二日 第十一窟（新十一 11 十四）龕外東側壁
- 12 爲亡女（亡父）造像記 無紀年 第十二窟前室西壁
- 13 玄津凝寂造像記 □□（景明）元年（五〇〇）第十二 a（新十一 11 c）龕

- 14 邑子等殘字 無紀年 第十三窟東壁
- 15 □僧造像記等 無紀年 第十三A (新十三Ⅱ四) 窟門口西側
- 16 比丘尼惠定造釋迦多寶彌勒像記 太和十三年九月十九日(四八九) 第十七窟明窓東側
- 17 大茹茹供養記 無紀年 第十八窟門口西側
- 18 清信士造像記 延昌四年(五一五) 九月十五日 第十九B (新十九Ⅱ二) 窟後壁
- 19 佛弟子造像記 無紀年 第二十窟西壁
- 20 尼道法□造像記 無紀年 第二十二(新二十三) 窟東壁
- 21 老李自願造像記 無紀年 第二十七(新二十八) 窟北壁
- 22 佛弟子惠奴造像記 正始四年(五〇七) 八月 第二十七B (新二十八Ⅱ二) 窟東壁
- 23 造釋迦像記 延昌三年(五一四) 七月二十五日 第二十七B (新二十八Ⅱ二) 窟西壁
- 24 爲亡母造像記 無紀年 第三十(新三十一) 窟前室北壁
- 25 華堂・舊宮□營匠造彌勒七佛菩薩記 無紀年 延昌四年(五一五) 正月十四日 第三十五(新三十五) 窟門口東側
- 26 佛弟子王乙造像記 無紀年 第三十五(新三十五) 窟門口東側
- 27 吳氏爲亡兒吳天恩造像記 無紀年 第三十八(新三十八) 窟外壁上部
- 28 法玉造像記 無紀年 第三十九(新三十九) 窟門東側中央部
- 遼
- 29 張閏滿妻等修像記 重熙十七年(二〇四八) 第十三窟南壁西側
- II 補遺
- 北魏
- 補1 佛弟子造像記 無紀年 第五L (新五Ⅱ二) 窟南壁西側佛龕龕楣・龕柱
- 補2 正光元年□神龍等造像記 正光元年(五二〇) 新五Ⅱ四〇龕北壁佛龕下
- 補3 道昭銘記 無紀年 第六窟後室南壁門拱右側補刻龕下



1-2 爲亡夫侍中造像記
(原報告 Pl. 1-104B)



1-1 爲亡夫侍中造像記とその周辺 (岡村撮影)

- 11 「光」：雲岡・原録・楹聯「□□」
- 12 「含靈」：雲岡「□電」、原録・楹聯「□靈」
- 13 「抱」：雲岡・原録・楹聯「相」
- 14 「茲」：雲岡・原録・楹聯「□□」

【概要】第四窟は中三期に中心柱をもつ石窟として開鑿がはじめられたが、洛陽遷都にともない、天井から上層部、および下層南側の窟門部を切り開いた段階で工事が中断し、その後、南壁と西壁に大小の佛龕が雑然と追刻されている。造像記は南壁窟門上のほぼ中央、脆い砂巖の上に細い線で文字が刻まれ、風化が著しいため、一部しか判讀されていないが、原録は最後の行を「正光□□、月廿三日、」と讀んだ。「金碑」には「驗其遺刻、年號頗多、内有正光五年、即孝明嗣位之九年也。然則此寺之建、肇於神瑞、終乎正光」とあり、「金碑」に注釋を加えた宿白は、その「正光五年」が第四窟の「正光□年」造像記にあたるのか否かはわからないとしつつ、正光四年(五二三)に柔然が侵入し、また北都をめぐる六鎮の反亂が相次いだことから、「金碑」に「終乎正光」というように、正光年間に雲岡石窟の造營が停止されたと考えている¹⁾。造像記の直上には彫像がなく、直下には尖拱龕の輪郭だけを線刻した未完成龕があり、これは寫真右(西)側の比較的大きな坐佛龕にもなるのだろうか(圖1-1)。そうだととしても、その佛龕は龕の内壁や拱額などの仕上げが未完成であり、彫刻の完成前に造像記を刻んだ可能性がある。この造像記にみえる「託生淨土」の句に李治國らは淨土信仰の流行を指摘している。(岡村)

(1) 宿白「大金西京武州山重修大石窟寺碑」校注——新發現的
大同雲岡石窟寺歷史材料的初步整理」《北京大學學報(人文科

學』一九五六年第一期。

- (2) 李治國・丁明夷「第三八窟の窟形式および彫刻藝術について」(雲岡石窟文物保管所編『中國石窟 雲岡石窟』第二卷、平凡社、一九九〇年)。

2、妻周氏爲亡夫造釋迦文佛彌勒二軀記

太和十九年四月二十八日(四九五)

第十一窟明窓東側

- 【著錄】 雲岡八・九、四五、文化三五二、源流、編年一三四、辭典五四三、楹聯三五、三晉一四、新編一九五二、全集九、六・七・二三〇・二三四・二三五・三八九(釋文なし)

【釋文】

亡息思須¹／
 亡夫田文虎²／
 比丘超忍³／
 比丘惠空侍佛⁴／
 唯大代太和十九年四⁵／
 月廿八日律仲呂、胃、昏^{6,7,8}／
 七、妻周爲亡夫故常⁹／
 山太守田文虎¹⁰・亡息思¹¹／
 須¹²・亡女阿貴造迦文佛¹³・
 彌勒二軀¹⁴。又爲亡夫¹⁵・亡¹⁶／
 息男女生¹⁶之值¹⁷處遇¹⁷／
 三寶、彌勒下生、當在初首¹⁸。／
 若墮三塗、速令解脫、／

問法解空、悟无生忍。抱識²¹／

一切普三有同福慶、所²²／

願如是。²³

比丘尼法才、²⁴／

比丘尼法²⁵□²⁵／

□□周黛²⁶、²⁶／

亡息女阿貴²⁷、²⁷／

- 1 「亡息思須」：雲岡「比丘、」、原錄・楹聯「、、、」。
- 2 「亡夫田文虎」：雲岡「比丘道、」、原錄「、、、」、楹聯「比丘田文蓮」。
- 3 「超忍」：雲岡「、、」、原錄「□□」、楹聯「趙忍[?]」。
- 4 「唯」：源流「惟」。
- 5 「代」：字形は「伐」に近い。
- 6 「律」：雲岡・原錄「弟」。
- 7 「胃」：雲岡「凋[?]」、原錄「凋[?]」、源流「道」。
- 8 「昏」：雲岡「昏」(「昏」の異體字)、源流「俗」。
- 9 「周」：源流「同」。
- 10 「虎」：源流「原」。
- 11 「須」：源流「顔」。
- 12 「貴」：源流「賁」、雲岡・原錄・楹聯「覺」。
- 13 「造」：源流「造釋」、雲岡・原錄「釋」。「造」の下にあるべき「釋」字が脱落。
- 14 「彌勒二」：源流「石像三二」
- 15 「亡」：源流なし
- 16 「男」：雲岡・原錄・楹聯「亡」

- 17 「之値レ處遇」：雲岡「值慶遭」、原録「值慶遭」、楹聯「□值慶遭」。轉倒符あり。本來の句は「(生々)之處、值遇〔三寶〕」。
- 18 「當在初首」：源流「得道圖」、雲岡・原録・楹聯「、道」。
- 19 「令」：雲岡「洽」、原録・楹聯「合」。文意からも「令」が正しい。「空」：雲岡・原録・楹聯「之」。
- 20 「抱識」：雲岡・原録・楹聯「□時」、源流はこの行を「仰慈正覺無邊衆生并」とする。
- 21 「一切普三有同福慶」：源流「一切普亡胥同斯慶」。本來は「一切三有普同福慶」と刻むべき。
- 22 「是」：源流なし、雲岡・原録・楹聯「此」。
- 23 「法才」：雲岡・原録「、」、楹聯「法子」。
- 24 「法□」：楹聯「法土」。
- 25 「□□周黨」：雲岡「比丘周」、原録「比丘□」、楹聯「比丘周代」。
- 26 「亡息女阿貴」：雲岡「比丘女阿道」、原録・楹聯「比丘阿道」。
- 27 「概要」第十一窟は中心柱をもつ石窟として前三期に開鑿がはじめられたが、天井と中心柱上層部の彫刻に著手した段階で工事が中断し、東壁最上層の太和七年龕(造像記6)以後、周壁に大小の佛龕が追刻されている。

この造像記は明窓東側下層の太和十九年龕の下段に刻まれる。周圍には荒削りの鑿痕があり、縦長の長方形に區劃した上縁部に帷幕上段に交脚菩薩の楣拱龕、中段に坐佛の尖拱龕、下段に造像銘とその左右に供養者列像を配している。

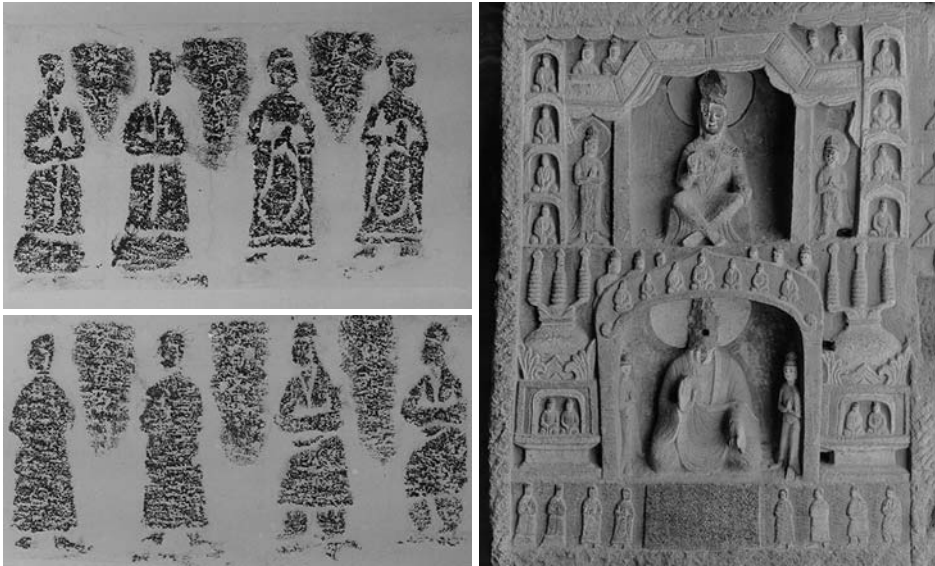
造像記によれば、「大代太和十九年四月廿八日律仲呂、胃、昏七」とある(楹聯三五)。『呂氏春秋』孟夏紀に「孟夏之月、……律中仲

呂。」とあり、「律」は十二律、高誘注に「仲呂、陰律也。」という。十二律でそれは四月に當たる。また、『呂氏春秋』季春紀に「季春之月、日在胃、昏七星中。」とあり、高誘注に「胃、西方宿。」七星、南方宿、……是月昏旦時皆中於南方也。」とあるから、「昏七」は二十八宿で暮れ方に七星が南中することをいうのだろう。十二律・二十八宿で月日を表す例に大同沙嶺北魏壁畫墓出土漆皮文字の「……元年歲次豕草月建中呂廿一日丁未」がある。陳垣『二十史朔閏表』をもとに報告者はそれを北魏太延元年(四三五)に比定している。

造像の願主は故常山太守田文虎の妻周氏であり、夫の田文虎、息子の田思須、娘の田阿貴を亡くし、その冥福を祈り釋迦と彌勒像を造ったものである。願文によれば、亡者が生まれ變わった先々で三寶に會い、彌勒菩薩が下生した折に、龍華樹下における三度の説法のうち、最初の會座に參與できることを願い、三塗に墮ちた場合は、速やかに脱出し、佛に教えを質問し空を理解し、無生法忍を悟ることを願っている。また、衆生を表す場合に「抱識」という語を用いているのは造像記1と共通する。(岡村)

田文虎は『北史』卷八五(『魏書』卷八七にも收録。『北史』からの補綴卷)の石祖興傳にみえる常山太守田文彪である。「彪」は唐の高祖李淵の祖父「李虎」の避諱であり、「文彪」ではなく「文虎」の方が本來の名である。常山郡は定州に屬する。傳によれば、常山太守の田文彪は常山郡の郡治が置かれた九門縣令和真らとともに亡くなった。これらの葬儀は地元の人土である石祖興が私財を投じて世話をした。孝文帝がそれを表彰し爵二級を與え上造としたという。(倉本)

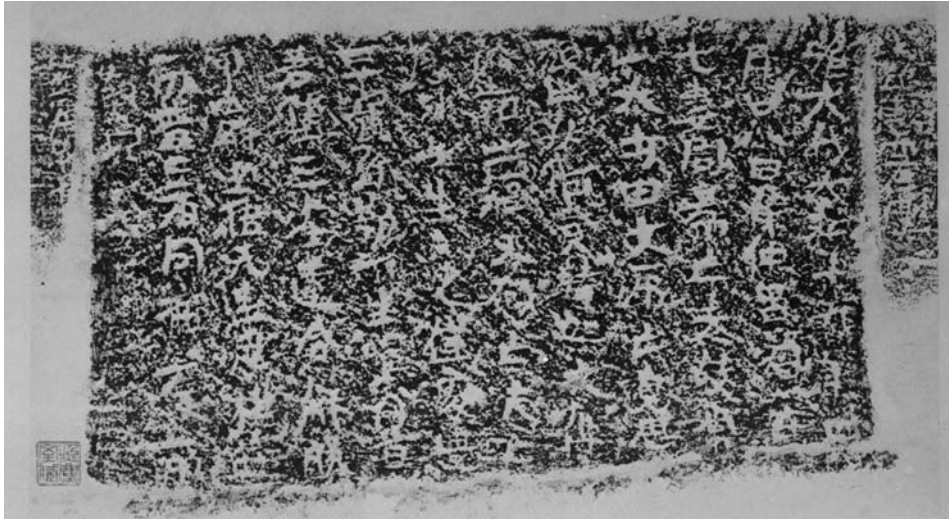
銘文の兩側に供養者列があり、左側に比丘二人と男性二人、右側に比丘尼二人と女性二人が並んで合掌している。上の尊像はすでに中國式服制に變化しているが、俗形の供養者像は四人とも鮮卑装で



2-1 妻周氏爲亡夫造釋迦文佛彌勒二軀佛龕と供養者列像
(左：東京大學東洋文化研究所藏拓、右：原報告 Pl. 8-9)



2-2 妻周氏爲亡夫造釋迦文佛彌勒二軀記 (新編 Pl. 19-7)



2-3 妻周氏爲亡夫造釋迦文佛彌勒二軀記（東京大學東洋文化研究所藏拓）

ある。比丘と比丘尼は著衣の表現が異なり、比丘尼は腕から袖が長く垂下している。原報告の圖版解説は、男性供養者の榜題を前から「比丘惠空侍佛」、「比丘□□」、「比丘道□□」、「比丘□□」とし、女性供養者の榜題を前から「比丘尼□□□」、「比丘尼法□□」、「比丘周□□」、「比丘女阿道」と讀んだ。今回改めて釋讀し、俗形供養者には「比丘」という肩書きがなく、左側は亡夫と亡息、右側は妻の周氏と亡娘であることが判明した。（岡村）

（1）趙瑞民・劉俊喜「大同沙嶺北魏壁畫墓出土漆皮文字考」『文物』二〇〇六年第一〇期

3、清信女造釋迦像記

第十一窟南壁

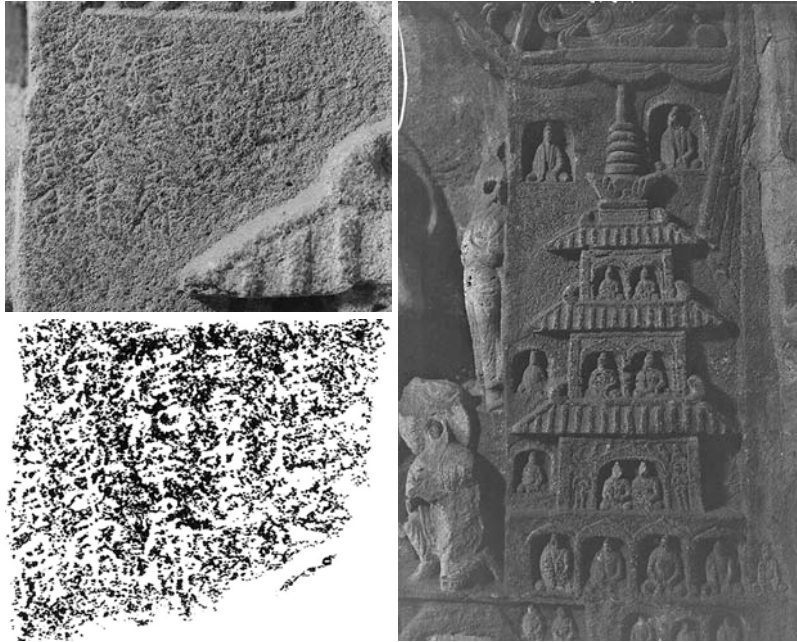
【著録】雲岡八・九〥五五、編年一二〇、辭典五二九、楹聯四三三、三晉一七、新編一九〥五五、全集九〥二五七（全景寫真）

【釋文】

清信女¹／王□母造²／釋加牟尼佛／息田□虎³／、覺□

- 1 「女」：雲岡「女七」、原録・楹聯「女爲」。
- 2 「王□母」：雲岡「世父母」、原録・楹聯「亡父母」。
- 3 「息田□虎」：雲岡「身□安康」、原録・楹聯「身□安康」。

【概要】第十一窟南壁西側下層に瓦葺き三層塔形があり、その相輪の右側に高さ一六センチの小さな追刻の坐佛龕がある。尊像は雙領下垂式に著衣する。洛陽遷都後の造像であろう。造像記は龕の下に



3 清信女造釋迦像記とその周邊

(右：原報告 Pl. 8-67C、左上：原報告 Pl. 8-66A 部分、左下：原報告補遺拓 5C)

刻まれ、女性が願主となって七世の祖先のために釋迦佛を造像したことを記している。(岡村)

4、邑義信士女等五十四人造石廟形像九十五區及諸菩薩記

太和七年(四八三)八月三十日

第十一窟東壁

【著録】雲岡八・九〇四九、文化三一八、研究九七、編年一一九、
 辭典五八、楹聯二五、三晉一〇、漢魏三・二六二、新編一
 九〇六二、全集九〇釋論七・一九五・二〇二(二二一・三
 八七)

【釋文】

(上層)

邑師道育

文殊師利菩薩

大勢志菩薩

觀世音菩薩

(下層)

邑師普明

邑師曇秀

邑師法宗

太和七年，歲在癸亥，八月卅日，邑義
 信士女等五十四人，自惟往因不積，生在
 末代，甘寢昏境，靡由自覺。微善所鍾，遭
 值聖主，道教天下，紹隆三寶，慈被十方，

澤流无外，乃使衰夜改昏，久寢斯悟。弟／
 子等得蒙法潤，信心開敷，意欲仰誦洪／
 澤，莫能從遂。是以共相勸合，爲國興／
 福，敬造石廟形像九十五區及諸菩薩。／
 願以此福，上爲／
 皇帝陛下・太皇太后・皇子，德合乾宮，／
 威踰轉輪，神被四天，國祚永康，十方歸／
 伏，光揚三寶，億劫不墮。又願義諸人／
 命過諸師，七世父母，內外親族，神栖高境，／
 安養光接，託育寶花，永辭穢質，證／
 悟无生，位超群首。若生人天，百味天衣，／
 隨意滄服。若有宿殃，墮洛三途，長／
 辭八難，永与苦別。又願同邑諸人，從／
 今已往，道心日隆，戒行清潔，明鑒／
 實相，暈揚慧日，使四流傾竭，道風／
 堂扇，使慢山崩頽，生死永畢，佛性明／
 顯，登階住地。未成佛間，願生生之處，／
 常爲法善知識，以法相親，進止俱遊，／
 形容影嚮，常行大士八万諸行，化度／
 一切，同等正覺。逮及累劫先師・七世父。

- 1 「志」：原錄「至」
- 2 「衰」：雲岡・原錄「長」
- 3 「滄」：原錄・楹聯「浪」
- 4 「傾」：楹聯「頃」

【概要】この太和七年(四八三)造像記は、第十一窟の開鑿が中止された後、東壁南端の最上層に追刻された造像區の最下段に刻まれている。造像區は高さ三・一、幅二・三メートルの長方形で、天井と區劃する蓮瓣文帶の下に奏樂天人列龕と帷幕があり、その下は大きく三區劃に縦割りされている。中央の區劃は上下五段に分け、上から交脚菩薩の相拱龕、二基竝列の坐佛尖拱龕、二佛竝坐の尖拱龕、三菩薩竝坐像、造像銘區が配置される。三菩薩竝坐像の右側には「觀世音菩薩／大勢志菩薩」、左側には「文殊師利菩薩」という榜題がある。左右の區劃は坐佛龕を竝べた上層と供養者列の下層とに分でできる。上層は左右とも縦一行×横四列の計四四基の坐佛龕からなる。ただし、最上層右端の一龕は何らかの理由で脱落し、代わりに右側最上層の供養者列に一龕を加えている。このことは左右各四四基の佛龕を造像する必然的な理由があつたことを暗示する。下層は上下各二段からなる。造像記は下二段分を占め、その右に比丘一體、左に比丘三體を大きくあらわし、左の比丘にそれぞれ「邑師法宗」・「邑師曇秀」・「邑師普明」の名を刻む。俗形の供養者列は、比丘の後ろに二段、その上に二段の計四段に分け、右側に女性、左側に男性を小さく配列している。いずれも鮮卑装である。ただし、上段の先頭だけは左右とも僧形で、左側の先頭には「邑師道育」という榜題がある。供養者の數をみると、右側第一段は比丘一體と女性六體、第二段から第四段はそれぞれ女性一〇體、左側第一段は比丘一體と男性五體、第二段は男性七體、第三・第四段はそれぞれ男性二體である。したがって、供養者の總計は、「邑師」四體、比丘二體、俗形の女性三六體、男性一六體となる。造像銘に願主は「邑義信士女等五十四人」と記されているから、それは俗形の女性三六體と男性一六體に比丘二體を加えた計五四體になる。あるいは左側



4-1 邑義信士女等五十四人造石廟形像と三菩薩榜題
(左：新編 Pl. 19-42、右：1939年羽館易撮影)

の破損部に男性が二體あつたとすれば、比丘を含まない女性三六體と男性一八體の計五四體になろう。
造像銘にいう「石廟形像九十五區及諸菩薩」について、原報告第八卷圖版三一の解説は、中央區最下段の三菩薩像はこの「諸菩薩」で「形像九十五區」は「中央龕の五尊と小龕九十とをさすもの」とした。その後、長廣敏雄は、中央區の形像は交脚菩薩像龕一區十佛坐像龕二區十二佛並坐像龕一區十三菩薩像三區七區と數え、左右の區劃にある八八龕は五十三佛と三十五佛を合した八十八佛であり、



4-2 邑義信士女等五十四人造石廟形像九十五區及諸菩薩記
(上：原報告 Pl. 8-30 部分、下：新編 Pl. 19-42)

七區十八八區〓九五區になると結論づけた。^①第十一窟南壁拱門上の第二五〇龕にも交脚菩薩像の左右に縦四段×横一列に重層する八八基の坐佛龕があり、そこに八十八佛の信仰をみる長廣の推論は妥當であろう。

造像銘によれば、この「石廟」は「邑義信士女等五十四人」が「邑師法宗」・「邑師曇秀」・「邑師普明」や「邑師道育」らの指導のもとに造像したものである。その「邑義」や太和七年における造像の歴史の意義については多くの研究が積み重ねられており、詳細は新編第十九卷の四六〓五〇頁ならびに六二〓六四頁を参照されたい。(岡村)

(1) 長廣敏雄「雲岡石窟の謎」(『佛教藝術』一三四號、一九八一年、同『中國美術論集』、講談社、一九八四年に再録)。

5、太和二十〇年七月造像記

太和二十〇年七月十日

第十一窟東壁

【著録】雲岡八・九〓五六、編年一二〇、辭典五二九、楹聯四七、三晉一五、新編一九〓六四、全集九〓一四五(全景寫真)

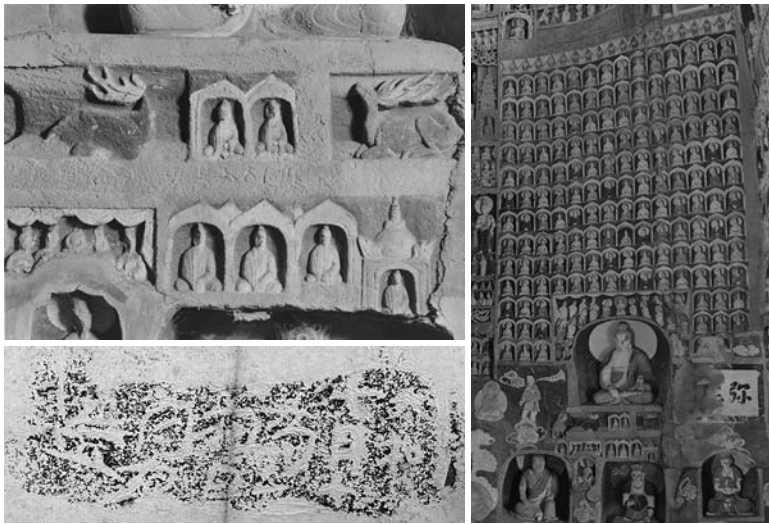
【釋文】

太和廿、¹／七月十、²／為□□、³／初□、⁴／自為、⁵／造。

- 1 「廿、」：雲岡「□」、原録・楹聯「、、」
- 2 「、」：雲岡なし
- 3 「為□□、」：雲岡「爲、」、原録・楹聯「爲、、」
- 4 「初□、、」：雲岡「、、」、原録・楹聯「、、、」

5 「自為、、」：雲岡「、、」、原録・楹聯「、、、」

【概要】第十一窟東壁の太和七年龕の下方に縦十三行×横十四列からなる千佛龕があり、中央下には初轉法輪の大きな坐佛龕がある。



5-1(右) 千佛龕 (原報告 Pl. 8-27 部分)
 5-2(左上) 太和二十〇年七月造像記とその周邊 (新編 Pl. 19-43)
 5-3(左下) 太和二十〇年七月造像記 (倉本撮影)

その下に南から單層塔形と小さな三基の坐佛龕が竝列し、この造像記は一番南側の龕の下に刻まれる。銘文の下二字ほどは下の第三二龕によつて削られている。三龕の尊像はすべて雙領下垂式に著衣する。(岡村)

6、侯后云造像記

第十一窟東壁

【著録】 雲岡八・九〇五六、編年一〇二〇、辭典五二九、楹聯四四、三晉一七、新編一九〇六四、全集九〇一四五・一五八・一五九・三八三

【釋文】

侯₁后₁云₁為₁亡₁母。

1 「侯」：雲岡・原録・楹聯「侯」

【概要】 この造像記は前項5の三龕の上に、向かつて右から左に一文字ずつ計六字が刻まれている。その上に初轉法輪龕の寶壇中央の銘區を破壊する小さな二龕が追刻されており、それに対応する造像記であろう。(岡村)

7 a e、佛弟子造像記

第十一窟西壁

【著録】 雲岡八・九〇五五、編年一〇二〇、研究一〇四、辭典五二九、楹聯四四、三晉一六、新編一九〇六四、全集九〇一〇〇・一〇一・三七八



6 侯后云造像記 (岡村撮影)

a、佛弟子造藥師像記

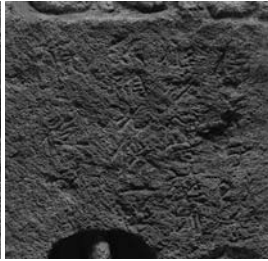
七佛立像を南(窟口) 側から數えた第四像と第五像との間

【釋文】

佛弟子₁□₁／彪₂發心造藥師₂／流₃離光像一軀。／願₃從心。



7b 造像記
(原報告 Pl. 8-65B 部分)



7a 造像記
(上：原報告 Pl. 8-65A 部分、
下：原報告補遺拓 5A)



7a、7b、7d 造像記とその周辺、第四像と
第五像の間 (新編 Pl. 19-38)

b、弟子造像記

七佛立像を南側から数えた第四像と第五像との間

- 1 「⁷邗」：雲岡・原録・楹聯「⁷邗」
- 2 「⁷彪」：雲岡・原録・楹聯「□」
- 3 「⁷流」：雲岡・原録・楹聯「留」

【釋文】

弟子白⁷齊⁴／造像一區。／願⁷從心。

- 4 「白⁷齊⁴」：雲岡・原録・楹聯「□□」

c、弟子王氏造像記

七佛立像を南側から数えた第二像と第三像との間。

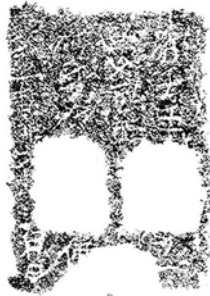
【釋文】

弟子王⁶、⁵、為七／世父母、發心⁶、⁵、／□母為⁶、⁵、佛⁶、⁵、妻
禱⁶、⁵、月日。

- 5 「王」：雲岡・新編「壬」
- 6 「禱」：雲岡「初」

d、佛弟子造像記

七佛立像の南から数えた第四像と第五像との間



7d 造像記
(上：原報告 Pl. 8-65D、
下：原報告補遺拓 5B)

7c 造像記とその周辺、第
二像と第三像との間
(新編 Pl. 19-37)

← 7c 造像記
(上：原報告 Pl. 8-65C、
下：原報告補遺拓 5D)



7e 造像記 (原報告補遺拓 5C)



7e と 9 太和二十年造像記周辺、
第五像と第六像の間
(岡村撮影)

e、賀若步洛敦造多寶像記

七佛立像を南から数えた第五像と第六像の間

【釋文】
佛弟子 / □□□ / 發心造 / 像一區。父母男女 / □□□□

【釋文】

佛弟子賀若步／洛敦發心造多寶／像一區。善願從心。

【概要】第十一窟西壁の中央に南北幅七・二×高さ二・五メートルの長大な屋形龕があり、七佛立像が並んでいる。七佛はすべて波状髪で、中國式服制である。中三期の造像であろう。佛立像の間には不規則に造像された多数の佛龕があり、7のaとeと後述の9の造像記が確認されている。aとeには「佛弟子」ではじまる銘文をまとめている。いずれも紀年はないが、洛陽遷都後の追刻であろう。

南から数えた第二像と第三像との間にある造像記cは、高さ約一〇センチの小佛龕三基が中央部を破壊して追刻されており、四行約三〇字が残存するのみである。造像銘の上端から三〇センチほど離れた上方、七佛立像の頭部の横に比較的大きな二佛立坐龕があり、それにもなう造像記であろうか。二佛はともに禪定形で、右方佛は雙領下垂式、左方佛は通肩式であり、左右で著衣が異なっている。

南から数えた第四像と第五像との間には、上から順にa、b、dの造像記が存在する。第二・第三像間と同じように七佛立像の頭部の横に大きな二佛立坐龕があり、下には一對の大きな供養者が向き合っている。その下に大小三基の坐佛龕があり、北側の大きい龕は高さ二一センチ、尊像はいずれも禪定形である。その下に四行二一字の造像記aがあり、佛弟子某が発心して「薬師流離光像一軀」を造像し、あらゆる願いが思いのままになるように願ったとある。原報告第八巻圖版六五Aの解説にあるように、「薬師」は北魏代の造像記にはほとんど例をみない佛名だが、龍門古陽窟の孝昌元年（五二二）とあり、單獨ではなく、彌勒・觀音と並稱されている。北朝

期の新出資料として鄴城遺址から出土した東魏元象元年（五三八）比丘尼道勝造薬師像がある。⁽¹⁾その造像記に「元象元年七月十五日比丘尼道勝敬造薬師像一區」とあるが、造形において他の如來と特徴の差異はない。

aの下には三基の小さな坐佛龕があり、右上（北側）の龕は高さ一三センチ、上に造像記aが先行して存在したため拱額を刻まないが、下に四行十二字の造像記bがある。この三龕の下方に高さ一一センチの小龕があり、禪定形の佛坐像を彫刻している。龕の下から右側にかけて五行二〇字からなる造像記dがある。

南から数えた第五像と第六像との間には、eと後述する9の造像記がある。七佛立像の頭部の横に交脚菩薩像を主尊とする大きな楣拱龕があり、その直下に大小二基の坐佛龕が並列する。右側の大龕の下に三行二〇字からなる造像記eがある。その「佛弟子賀若步洛敦」⁽²⁾について閩文儒は『周書』卷二八に立傳される賀若敦に比定する。⁽³⁾しかし、かれは大統二年（五三六）に十七歳であったので、年齢からみると別人である可能性が高い。また、銘文には「多寶像一區」を造ったと記す。多寶像とある場合、通例では釋迦多寶の二佛立坐像を指すが、この造像記の周囲には見当たらない。大小二基の坐佛龕を釋迦多寶に見立てたのであろうか。

造像記の語句については、bを除くaからeまでみな「發心」という語を用いている点が共通する。また「願（善）願從心」という語もa・b・eにみえる。後述する9の造像記は太和二十年の紀年を有し、aとeの造像記もほぼ同時期とみてよいだろう。（岡村）

(1) 中國社會科學院考古研究所・河北省文物研究所・河北省臨漳縣文物旅游局編『鄴城文物菁華』文物出版社、二〇一四年、

一四三頁

(2) 閻文儒『雲岡石窟研究』廣西師範大學出版社、二〇〇三年、一〇四頁

(3) サンフランシスコ・アジア美術館所藏の延興二年(四七二)金銅佛は、二佛竝坐像を表わし、銘に「多寶一區」と記しているが、單獨の佛坐像を「多寶(像)一區」とする例は寡聞にして知らない。

8、太和二十年七月記

太和二十年(四九六)

第十一窟西壁南部 下層第五十龕

【著録】雲岡八・九〇五六、編年一三六、辭典五二七、楹聯四六、新編一九〇六四、全集九〇六七・三七六(釋文なし)

【釋文】

太和廿年七月。

【概要】第十一窟西壁の七佛立像龕の南端、南から数えて第一像と第二像の下に交脚菩薩を主尊とする大きな楣拱龕(第四二龕)があり、その中央下に二佛竝坐龕(第四九龕)と坐佛龕(第五〇龕)が竝列している。第五〇龕の主尊は通肩の佛坐像で、尖拱龕の拱額には七佛を淺浮雕する。龕下の寶壇には表面を平らにする鑿痕があり、右端に縦書きで「太和廿年七月」という銘文が一行だけ刻まれている。拓本は縦一・一×横二・四センチ。第八窟前庭部から出土した長方形の石刻斷片(殘高七・一×殘幅八・七センチ)は、殘存面の右端に一行だけ「□和十九年歲」と刻んだ類例である(補4)。この太和二



8-2 太和二十年七月記
(上：岡村撮影、下：新編 Pl. 18-34b)



8-1 太和二十年七月記とその周辺
(原報告 Pl. 8-52 部分)

十年龕の配置からみて、上に位置する第四二龕や七佛立像龕はいずれも四九六年以前の造像であると考えられる。(岡村)

9、太和二十年弟子造像記

太和二十年(四九六)五月

第十一窟西壁七佛立像の南から數えて第五像と第六像の間

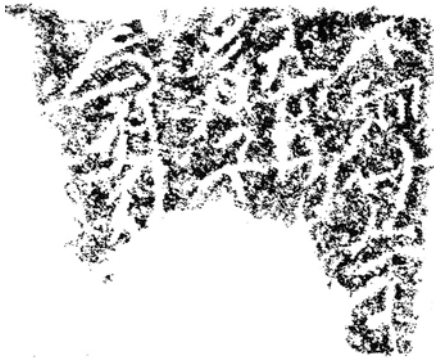
【著録】 編年一三六、辭典五二七、楹聯四六、三晉一五、全集九〇

一〇〇・三七八

【釋文】

太和廿年／五月、／弟子、／為、、

【概要】 第十一窟西壁の七佛立像龕の南から數えた第五像と第六像



9 太和二十年弟子造像記 (原報告補遺拓 5E)

との間、上述した造像記7eの直下に通肩の佛坐像を主尊とする尖拱龕があり、その下にこの造像記が刻まれている。銘文の下半は追刻の坐佛龕によつて破壊される。七佛立像龕が中三期に位置づけられるならば、その完成からほどなくして龕下や龕内の空いた壁面を利用する追刻龕が造像されていたことになる。(岡村)

10、太和十九年七月二十一日記

太和十九年(四九五)七月二十一日

第十一窟 不詳

【著録】 楹聯三八

【釋文】

太和十九年七月廿一日。

【概要】 原録は第十一窟とのみ記すが、原録をはじめ諸本にはその所在が示されていない。(岡村)

11、太和十三年造像記

太和十三年(四八九)七月二十二日

第十一d (新十一〇十四) 龕外東側壁

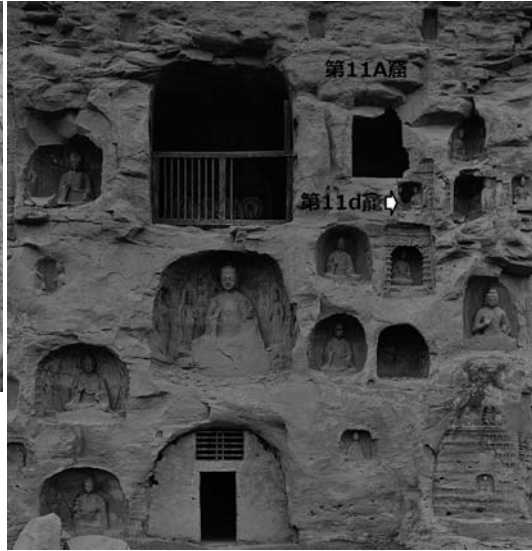
【著録】 雲岡一〇〇二五、研究一七九、編年一二六、辭典五二七、

楹聯三一、新編一九九、全集九〇三三九・三九七(釋

文なし)

【釋文】

太和十三年七月廿二日／□□敬造。



11 第十一窟外壁と太和十三年造像記
 (造像記は□の部分)
 (上：原報告 Pl. 10-82 部分)
 (右：原報告 Pl. 10-51 部分)

1 「廿」：雲岡「十」。

【概要】 第十一窟の外壁には大小様々な窟龕がうがたれ、最も大きいのが同窟明窓東隣の第十一A窟である。第十一d窟はその東下に位置し、龕内に中國式服制の二佛竝坐像が造られている。この兩窟龕の切り合い關係から、第十一d窟が先に制作され、これを侵食するように第十一A窟が開かれたことがわかる。

この紀年銘は、第十一d窟の外壁東面の北縁に刻されている。しかし同窟の銘區は別に確保されており、基壇部中央の區畫がこれにあたる(文字は確認できない)。太和銘に對應するのは、外壁東面の、銘の南隣に位置する小坐佛龕である。造像が大破して原形を留めない點が惜しまれるが、當該銘は周邊諸窟の年代設定に指標を與える貴重な史料である。(稻本)

(1) 楹聯三一頁。

12、爲亡女(亡父)造像記

第十二窟前室西壁

【著録】 楹聯四八、三晉一六、新編十九〇七三(銘文言及なし)、全集

一〇〇七五〇七七(銘文は見えず)・三三三八

【釋文】

爲亡女貴□²造像、

1 「女」：原錄「父」、楹聯に従う。

2 「貴□」：原錄「、」、楹聯「覺□」。



12 爲亡女造像記周邊（新編 Pl. 19-59 部分）

【概要】第十二窟前室西壁下層には全面に火龍調伏を主題とする二佛龕がある（南端は後世の泥塑が北魏造像を覆蓋し、詳細不明）。中央の坐佛龕内左側面の最上部に二佛竝坐の追刻龕があり、造像記はその上部に刻まれている（楹聯四八）。一九三九年に撮影された原報告第九卷圖版二二の寫真では龕内に近世の泥塑が残っているが、一九四四年に撮影された寫真ではそれが剝離されており、この造像記はその作業中に発見されたのであろう。（岡村）

13、玄津凝寂造像記

□□（景明）元年（五〇〇）
第十二a（第十二二）龕

【著録】雲岡一〇〥二九、編年二二六、辭典五三四、楹聯四九、三

晉一七、新編一九〥一〇八、全集一〇〥三〇五・三五六

【釋文】

玄津凝寂¹、、、／現其深□²、、、／以顯、、、／必内
、、、／造像、、、／元年、、、／

1 「津」：雲岡・原錄・全集「事」、楹聯「律」。

2 「深」：雲岡「□」、原錄「寂」、楹聯に従う。

【概要】第十二窟の外壁は、正面三間の開口部をもつ。第十二a龕（第十二二一窟）は三間のうち東脇の間の東斜め上に位置し、龕口の左右に、一對の七層塔形をあらわす。後壁に中國式服制の坐佛を主尊とする五尊像を造り、兩側壁に小さい千佛龕を列ねる。外壁基臺部中央に長方形の銘區を設け、その左右に各五體の供養者と、一體の



13-2 玄津凝寂造像記
(上：新編 Pl. 19-142B、下：原報告補遺拓 4B)



13-1 玄津凝寂造像記と佛龕
(原報告 Pl. 10-98)



14-1 e 「邑子賈」刻銘周邊 (原報告 Pl. 10-30 部分)



14-2 e 「邑子賈」刻銘と供養者像 (新編 Pl. 19-121)

14、邑子等殘字

内向きの獅子像を彫出する。主尊の造形から遷都後の制作とみなされ、原報告の解説(第十卷二九頁)は刻銘中の「元年」を景明元年(五〇〇)にあててるが、年號部分は判讀不能で定めがたい。なお佛法を贊嘆する冒頭の字句は、従來の讀みを改め「玄津」と釋讀した。(稻本)

第十三窟東壁

【著録】

編年一二六、辭典五二七、楹聯五二、三晉一五、新編一九
〇九七、全集一一〇七九(全景寫真)

【釋文】

a、弟二辰子[?]

- b、法、／／光、
- c、／／／亡、父、／起、
- d、願、／、中正
- e、邑子賈
- f、佛弟子、／爲亡、

【概要】 原録は第十三窟東壁の題記として五種を採録するが、位置情報と楹聯も所在不明とする。しかしe「邑子賈」のみは水野・長廣らによる調査時の寫眞(圖14-2参照)に寫つており、佛龕の基部に竝ぶ供養者像中の一人に付された傍題と判明する。

本窟東壁における佛龕の配置は基本的に五層構成で、第三層には横一列に三龕が竝ぶ。南龕は二佛竝坐像を入れた尖拱龕、中龕は交脚菩薩の兩脇に半跏思惟の菩薩を配する楣拱龕、北龕は獨尊で禪定相・通肩の佛坐像(頭部後補)をおく尖拱龕である。この三龕は上下の縁が一致するが横幅が異なる。特筆すべきは下縁に帶狀の區畫を設け、三龕を通しての供養者列像をあらわしている點で、一つの信徒團體が規模の異なる三龕を同時に供養したことを物語る。この區畫には「阿彌陀佛」という後世の墨書のある長方形の銘區を中心に、北側十九人、南側二〇人で構成される行列が、向き合うように配される。南北とも先頭の二體が比丘、他はすべて在家の胡人男性である。在家の胡人はいずれも先端の折れた帽子をかぶり、裾の長い筒袖の衣とズボンを着用した姿である。

圖14-2に寫るのは南側の先頭四名であり、「邑子賈」の題記は二番目と三番目の人物の間に確認できる。(稻本)

15、□僧造像記等

【著録】 編年一二六、辭典五二七、楹聯五二、三晉一六
第十三A(新十三II四)窟門口西側

【釋文】

- a、□□僧□／□父□□／、／、／、／、□造像一、
- b、佛弟子、／爲父母／□造□／、、、
- c、比丘普□、
- d、□州道人僧、
- e、／道人／僧閻、
- f、□／□／翁／造
- g、／、／郭、

【概要】 第十三A(新十三II四)窟は、第十三窟の西隣に位置する、前壁に列柱をもつ未完成窟である。原録は門口西側の題記として七種を採録するものの位置情報を欠き、楹聯も所在不明とする。(稻本)

16、比丘尼惠定造釋迦多寶彌勒像記

太和十三年九月十九日(四八九)

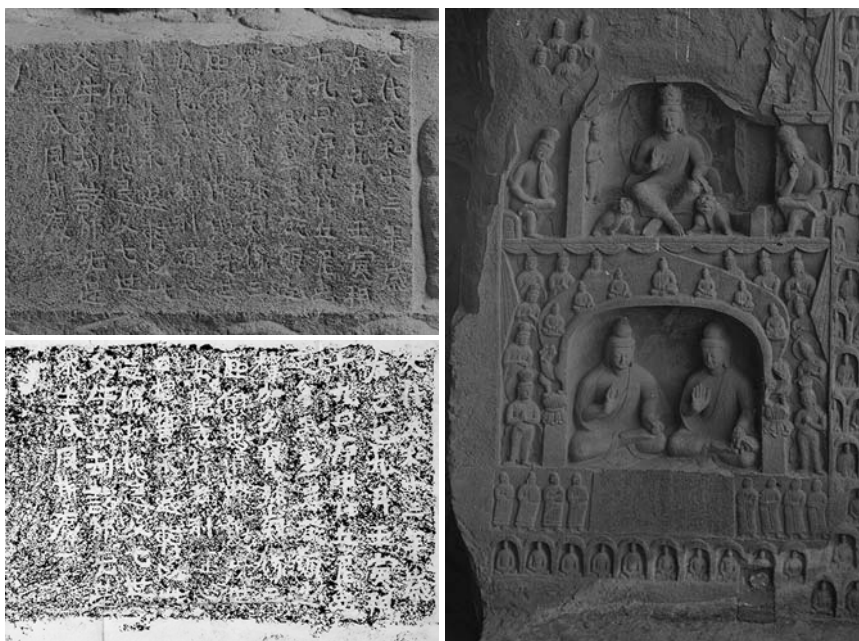
第十七窟明窓東側

【著録】

雲岡一二II四六、文化三四九、研究二〇、編年一二六、辭典五五九、楹聯三三、三晉一三、新編二〇II八九、全集一四II釋論五・一六一・一六三・一七二・二八八

【釋文】

大代太和十三年歲／



16 比丘尼惠定造釋迦多寶彌勒像記とその周辺
 (左上：原報告 Pl. 12-21、左下：原報告補遺拓 3A、右：原報告 Pl. 12-12 部分)

在己巳九月壬寅朔
 十九日庚申，比丘尼惠
 定身遇重病，發願造
 釋加・多寶・彌勒像三
 區。願患消除，願現世
 安隱，戒行猛利，道心
 日增，誓不退轉。以此
 造像功德，逮及七世
 父母，累劫諸師，无邊
 衆生，咸同斯慶。

- 1 「大」：雲岡「太」
- 2 「遇」：雲岡「黑」

【概要】第十七窟の明窓（高さ五・五、幅四・九メートル）には、東西両面に佛龕が造られる。この太和十三年（四八九）銘造像記は、東面の上下二龕が一體化した複合龕に屬し、下龕寶壇中央に位置する。龕の主尊は上龕（楣拱龕）が交脚菩薩像、下龕（尖拱龕）が二佛並坐像を入れた尖拱龕である。尊像の著衣はいずれも西方式で、同年の時點においてなお、この服制が行われていたことを確證する作例として重要である。

本造像記は、比丘尼惠定が自身の重病の平癒を願い、彌勒・釋迦・多寶像を造つたことを述べる。それ以外の祈願の内容は、現世の修行に關することが中心である。自身以外に七世の父母・累劫の師僧・あらゆる衆生に造像の功德が及ぶことを祈願している。文章は、銘區の三分の二ほどを埋めるに止まる。長廣敏雄は銘區の左右

に各四人、計八人が立ち並び供養者の全員を比丘尼とみなし、武州山石窟寺の西頭にあったという尼寺にいたと推定する。¹⁾

曇曜五窟周邊では畫一的な小千佛龕が刻まれ、外壁全體を覆っている。この千佛は本窟の明窓・拱門の周圍にも刻まれるが、この四八九年銘龕を侵食しておらず、少なくとも第十七窟周邊では同年を遡らないことが明白である。千佛龕は非常に廣い範圍に及んでおり、杭侃は中國式著衣をまとう第十六窟本尊と第十九窟本尊の改作が完成したのち、曇曜五窟における最後の帝室主導の造像として制作が行われたと考える。²⁾一方、四八九年銘龕と向かい合う明窓西側では、小千佛龕は窟前建築の梁孔を避けて造られている。この事實は第十四窟から第二十窟に及ぶ窟前建築が、四八九年の直後に千佛造像と一聯の事業として、帝室によって建立された可能性が高いことを物語る。³⁾

二佛竝坐像の上に交脚菩薩像を配置する構成は、當該佛龕に先んずる第七窟主室北壁に最も典型的なものがみられ、佛塔表現と融合した事例（第十一窟や第六窟にみられる）においては、この二つの尊種が寶塔の初層と上層（主に第二層）に配當されている。二佛竝坐像の依據する法華信仰と彌勒信仰の結合の根據については、兜率天上への轉生が『法華經』普賢菩薩勸發品に説かれることが關係しているという見解が参考になる。（稻本）

(1) 長廣敏雄「雲岡石窟の謎」（『佛教藝術』一三四、一九八一年。『中國美術論集』講談社、一九八四年に再録）。雲岡の尼寺に言及する史料として酈道元『水經注』卷十三の「武州川水又東南流、水側有石、祇洹舍并諸窟室、比丘尼所居也。其水又東轉、徑靈巖南」、道宣『廣弘明集』卷二の「谷深三十里、東爲僧

寺、名曰靈巖。西頭尼寺、各鑿石爲龕、容千人」（『大正新脩大藏經』第五二卷一〇三頁下）などの記事があり、辛長青他「雲岡出土比丘尼曇媚造像頌碑文考釋」（『法音』一九八三年五期）、陸屹峰・員海瑞「雲岡石窟尼寺考」（『文物季刊』一九八九年第一期、雲岡石窟文物研究所編『雲岡百年論文選集（一）』文物出版社、二〇〇五年に再録）などの研究が参照される。

(2) 杭侃「雲岡第二十窟西壁坍塌的時間與曇曜五窟最初的布局設計」（『文物』一九九四年第十期）。

(3) 岡村秀典「圖版解説 第二十窟」（京都大學人文科學研究所・中國社會科學院考古研究所『雲岡石窟第二十卷』二〇一六年）、一三九頁。

(4) 久野美樹「二佛竝坐像考」（『MUSEUM』四四六、一九八八年）。『妙法蓮華經』卷八 普賢菩薩勸發品「若有人受持讀誦、解其義趣、是人命終、爲千佛授手、令不恐怖、不墮惡趣、卽往兜率天上彌勒菩薩所。彌勒菩薩有三十二相、大菩薩衆所共圍繞、有百千萬億天女眷屬、而於中生。」（『大正新脩大藏經』第九卷六一頁下段）。

17、大茹茹供養記

第十八窟門口西側

【著錄】石交三〇一六、雲岡一二〇五八、文化三〇〇三、研究二九、

編年一五二、辭典五一七、楹聯六六、三晉二五、新編二〇

一一〇二、全集一五〇釋論一一・一三六〜一三八・三三二

【釋文】

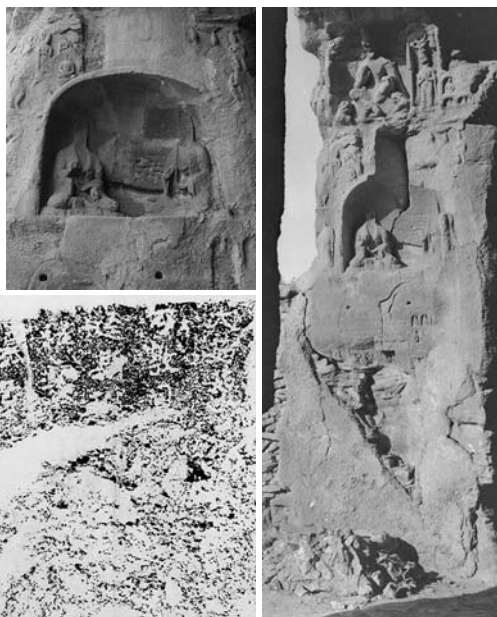
大茹茹國、、、、／可敦因、、、、／徑斯□、、、、／

17 第十八窟門口西側と大茹茹供養記

右 : 新編 Pl. 20-30A

左上 : 岡村撮影

左下 : 原報告補遺拓 4A



- 1 「國」：雲岡・原録「」、石交なし。くにがまえの部分がかろうじて確認できる。
 - 2 「因」：石交なし
 - 3 「□」：雲岡「故」
 - 4 「維」：石交「□」、雲岡「淮」
 - 5 「□」：石交「雲」
 - 6 「壤」：石交「讓」、雲岡「□」
 - 7 「常」：雲岡・原録・楹聯「掌」
 - 8 「乎」：石交「子」
 - 9 「國」：石交・雲岡・原録・楹聯「□」
 - 10 「方」：石交「玄」
 - 11 「洛」：石交・雲岡・原録・楹聯「□」
- 【概要】この石刻銘は第十八窟拱門西面に竝ぶ佛龕の中層、二佛竝坐龕の寶壇中央に刻される。
- 冒頭に「大茹茹」（柔然）、「可敦」（可賀敦。可汗の妻）という語が見え、北朝における雲岡石窟において柔然も活動したことを示す史料として貴重である。さらに、『魏書』の記述により「柔然」が自稱とされてきた中で、「茹茹」が自稱であることを示した点でも意義が大きい。また吐谷渾を想起させる「谷渾」の二字を含む点も注目される。
- 維⁴□⁵、、、、、、、、／壤⁶乃□、、、、、、、、／滿□、、、、、、、、／載之□、、、、、、、、／何常乎⁸、、、、、、、、／以茲微福、、、、、、、、／谷渾⁹國人、、、、、、、、／方¹⁰妙¹¹洛□、、、、、、、、／□□、、、、、、、、、、、、／

ただし缺損部分が多いため内容把握が困難であり、これが佛像を造ったことを記す造像記か、ここを訪れたことを記すのみの來訪記か、さらには、この刻銘の年代についても意見が分かれている。原報告は造像を太和十年代（四八六～四九六）とし、趙一徳は孝文帝が平城にいた時期四七二～四九二年とする¹⁾。閻文儒は北魏と柔然が友好であった太和十年（四八六）～十六年（四九二）とする²⁾。一方、張焯はこれを來訪記とみなし、刻銘の時期は正光四年（五二三）の可能性が最も高いとする³⁾。周偉洲はこれを造像銘記とし、刻銘の年代は五三四～五五二年の可能性が高いとする⁴⁾。北魏時代、柔然の可汗・可敦自身が平城まで來た記録は阿那瓌以外には見られない。刻銘の時期は阿那瓌自身が北魏領に入った五二〇年以後であることが確實で、最下限は同人が突厥に攻撃されて自殺した天保三年（五五二）に設定できる。

阿那瓌は先々代伏圖の子、先代醜奴の弟にあたり、正光元年（五二〇）に殺害された醜奴の後をうけて即位したが、わずか十日にして王朝の内紛で敗れて南に逃亡し、北魏に歸順した。翌年孝明帝は阿那瓌を蠕蠕王に封じ、兵をつけて塞北に送還したという。四年には柔然の民が大飢饉に見舞われたため阿那瓌は北魏に支援を要請し、孝明帝もそれに應じて元孚を派遣して救援にあたらせたが、阿那瓌は元孚を逆に拘束し、南の「舊京」平城に達してようやく身柄を釋放した。尙書令の李崇は救命を受け、十萬の騎兵を率いて阿那瓌討伐に向かったが、これを聞いた阿那瓌は良民二千と數十萬に及ぶ馬・牛・羊を掠奪し、北方に逃れたという（『北史』卷一六元孚傳、卷九八蠕蠕傳）。

張焯は第十八窟の當該銘を掠奪が行われた正光四年としたが、阿那瓌は、母と大臣によって「主」にたてられているので、兄から位

を継いだ正光元年の時點ですでに「可汗」になっていたとみなしてよい。ただ、體制を整える前に内紛で北魏に落ち延びているので、可汗の美號などを整備する時間がなかったと考えられる。『魏書』や『北史』蠕蠕傳の記事によれば、阿那瓌が「敕連頭兵豆伐可汗」と號したのは正光六年（五二五）四月であるが、漠北歸還後、勢力が擴大したのをうけて、改めて美號を設定したものと思われ、それがあれば張焯説は成立の餘地がある。

ここで再検討すべきは、この佛龕及び造像の制作年代である。原報告第十二卷四一頁では、隣接する第十七窟の明窓に位置する太和十三年（四八九）銘佛龕と本龕を並び稱して、「このあたりの、この作風の佛龕が太和十年代につくられた」と斷じている。しかし西方式著衣で量感豊かな四八九銘年龕の造像に對し、當該龕の尊像は中國式服制で體形も比較的華奢であり、造形的にはやや後れる要素が目立つ。より適切な比較對象は、第十七窟拱門の東西壁において、本龕とほぼ照應する位置に刻された二つの二佛竝坐龕である。本龕同様、この二龕も破損部が多いが、服制や體形だけでなく、尖拱額の坐佛列の光背を線刻で表現するなど、形式面での共通項が認められる。しかし第十七窟の明窓・拱門の造像の場合、上方に位置する龕の方が古様な造形を示す一方、二佛竝坐龕を含む東壁拱門部一帯の區割りは、千佛（16の解説参照）による侵食を受けていない點からみて、四八九年を大きく下らない時點で固まっていたと考えられよう。比較的ゆとりのある龕内空間や細部の意匠に鑑みても、龕の外形から造像までが、雲岡造像の終息期である五二三年の頃、一舉に制作されたとみなすことは躊躇される。東壁拱門二佛竝坐龕の尖拱額は未完成であり、第十八窟拱門部も含め、同年の頃に周邊が類似の狀況を呈していたとしても不思議はない。

以上諸點を考慮すれば、當該刻銘は來訪記の可能性をもつ一方、文中の「以茲微福」を造像の功德をさす願文中の字句と解釋して、未完成龕に追刻を行うなどして開眼に至らしめた記録の可能性も認めてよからう。いずれにせよ、曇曜五窟の中央窟である第十八窟の門口という特別な場所で、柔然の可敦が佛事を行った意義が、改めて問題になるだろう。

ところで近年、當該銘の解釋に大きな影響を及ぼす新史料が発見された。二〇一四年十一月～二〇一五年七月、西安市長安區郭庄村の西魏の墓から出土した吐谷渾出身の暉華公主（五〇三～五四一）の墓誌であり、二〇一九年に發掘報告が公刊された⁷⁾。この墓誌は吐谷渾の歴史や吐谷渾と柔然との關係に新知見をもたらす重要な史料であり、周偉洲がその内容を詳細に考證した⁸⁾。この論考によると、墓誌の文中にみえる吐谷渾主の明元とは諡號であり、伏連籌を指す。暉華公主は伏連籌の第四女であり、その姉が柔然の阿那瓌に嫁ぎ、阿那瓌が可汗となると、その姉は可敦と稱した。西魏大統四年（五三八）正月、可敦の長女が十四歳で西魏の文帝（元寶炬）に嫁いだ（『北史』卷一三后妃傳上・魏悼后傳）。これが悼皇后（五二五～五四〇）であり、伏連籌の娘が柔然の阿那瓌に嫁いだのは正光五年（五二四）以前と判明する。

第十八窟の當該銘の作成年代がわからないことと、「吐谷渾」らしき名稱が出てくるものの、「可敦」が「吐谷渾」であったと明記されている譯ではないので、これを阿那瓌の妻と断定することは難しい。ただ、現時点では吐谷渾出身の柔然の可敦は阿那瓌の可敦しか知られていない。銘文の作成年代が六世紀前半となれば、阿那瓌の可敦の可能性は高くなる。銘文の「方妙」という語は、北朝造像記の定型句である「託生西方妙樂（洛）國土」を豫想させ、造像の

功德によって可敦の近親である吐谷渾人の亡者が西方淨土へ生まれることを願ったものと推測できる。ただし缺損部分があまりに多いので断定はできない。

なお『高僧傳』卷八には僧法瑗の第二兄で、經論を解し數術を兼ね備えていたという僧法愛が、「芮芮國師」として俸祿三千戸を與えられたとの記載がある。法瑗は南齊永明七年（四八九）すなわち北魏太和十三年に八十一歳で示寂しており、五世紀の時点で柔然がすでに佛教を受容していたことがうかがえる。その實態は詳らかでないが、永平四年（五一二）九月、兄の醜奴が沙門洪宣を遣わして宣武帝に「珠像」を奉獻したという『魏書』蠕蠕傳の記事も注目されよう。（稻本・倉本）

- (1) 趙一德『雲岡石窟文化』三〇二～三二一頁。
- (2) 閻文儒『雲岡石窟研究』三〇頁。
- (3) 張焯『雲岡石窟編年史』一五三頁。
- (4) 周偉洲「關於雲岡石窟的《茹茹造像銘記》——兼談柔然的名號問題」（『西北大學學報』一九八三年第一期、雲岡石窟文物研究所編『雲岡百年論文選集（一）』文物出版社、二〇〇五年に再録）。
- (5) 注(3)張焯著參照。
- (6) 會田大輔氏のご教示による。
- (7) 陝西省考古研究院・陝西歷史博物館・長安「陝西西安西魏吐谷渾公主與茹茹大將軍合葬墓發掘簡報」『考古與文物』二〇一九年第四期。
- (8) 周偉洲「吐谷渾暉華公主墓誌與北朝北方民族關係」『民族研究』二〇二〇年第二期。
- (9) 注(4)周偉洲論文參照。

18、清信士造像記

延昌四年(五一五)九月十五日

第十九B(新十九〇二)窟後壁

【著録】雲岡一三・一四〇七一、研究一七六、編年一四七、辭典五

五八、楹聯五九、三晉二四、新編二〇〇一三六、全集一六

〓二七四・二七五・二七七・三四六

【釋文】

延昌四年歲次乙

未九月辛丑朔十

五日乙卯，清信士

元曇慶¹・母王鳳皇

〓〓〓亡〓〓〓〓

釋迦像一區。上爲

皇帝陛下・太皇太

后，并及七世所生

父母，願託生西方

妙樂國土，蓮花化

生。後願已身〓〓〓

〓〓〓〓〓〓日臻〓〓〓

〓〓〓〓〓〓〓〓〓

〓〓〓〓〓〓〓〓〓

〓〓〓〓〓〓〓〓〓

1 「曇慶」：雲岡「、父」原録・楹聯「三爲亡父」

2 「釋迦」：雲岡・原録・楹聯「、造」

3 「像」：雲岡「、」

4 「太」：雲岡・原録「因」

5 「并」：雲岡・原録・楹聯「下」

6 「七世」：雲岡・原録・楹聯「七世父母」

7 「所」：雲岡「所」

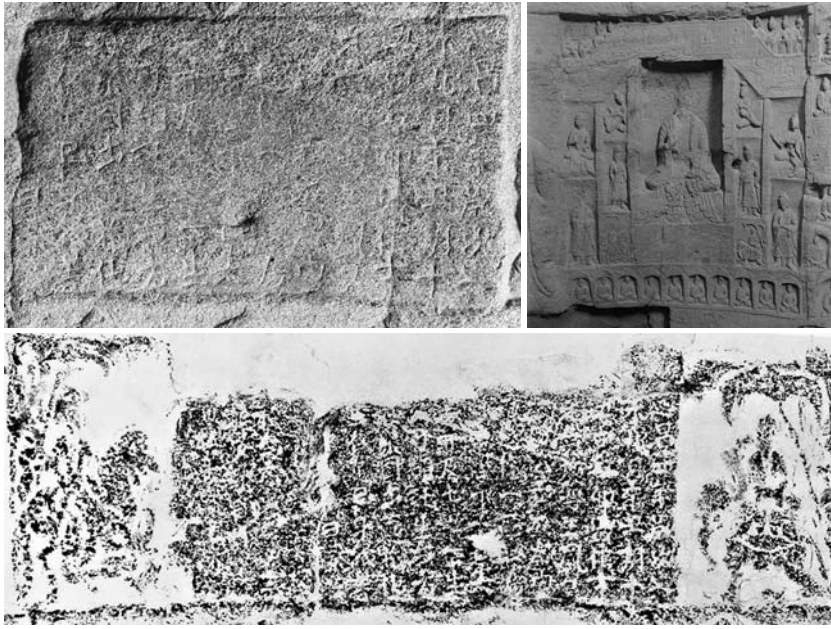
8 「願」：雲岡なし

9 「後」：雲岡・原録・楹聯「、」

10 「臻」：雲岡・原録・楹聯「、」

【概要】第十九B窟左壁下部に位置する、複雑な構成の楣拱龕に付屬する造像記である。龕の主尊は裳懸座をもつ佛坐像で、周圍に細かな區畫を設けて飛天、文殊・維摩像、二體の佛立像など、多彩なモチーフを配している。銘區は主尊の直下にあり、兩脇にはともに傘をさしかける從者を伴う、騎馬人物(向かつて左)と騎象人物(同右)をあらわす。この一對の圖像について、原報告第十三卷(圖版一二六)の解説は釋尊の出家踰城と普賢菩薩とするが、後者が佛傳中の乘象入胎である可能性なども想定でき、比定には課題がのこる。この下には圓拱龕に入った一段の坐佛列(計十體)、さらに下には供養者列像があらわされるが、畫面向かつて左下隅の壁面は大きく切り取られている。供養者列は後方に行くにつれて身長が低くなっており、遠近を意識した表現とみてよい。

本造像記で注目すべきは、「太皇太后」という語が見えることである。延昌四年正月に宣武帝が崩じ、孝明帝が即位。二月に高皇后が皇太后、生母の胡氏が皇太妃となった。しかし皇太后高氏は兄の司徒高肇が死罪となったため出家して尼となり、八月六日に胡氏が



18 清信士造像記とその周辺

(右上：原報告 Pl. 13-126A 部分、左上：原報告 Pl. 13-126B 部分、下：原報告補遺拓 2B)

皇太后となり、九月五日に萬機を親覽する詔を下す。當時、胡氏は皇太后であつて、太皇太后は存在しない。ただし、山西省柳木巖摩崖の延昌四年八月十四日造像記や、熙平二年(五一七)孔惠超造像記にも「太皇太后」と記されていることは注意すべきである。また、「託生西方妙樂國土」「蓮花化生」という西方淨土信仰の定型句が見えることでも注意される。(稻本・倉本)

(1) 劉澤民・李玉明主編『三晉石刻大全・晉城市沁水縣卷』(三晉出版社、二〇一二年)六頁。

(2) 河南博物院編 王景荃主編『河南佛教石刻造像』(大象出版社、二〇〇九年)四八〜五三頁。

19、佛弟子造像記

第二十窟西壁

【著録】雲岡一三・一四〇八四、研究三九、編年一二六、辭典五五九、楹聯五三、三晉二七、新編二〇一四二・一五二、全集一七〇八一・二六五

【釋文】

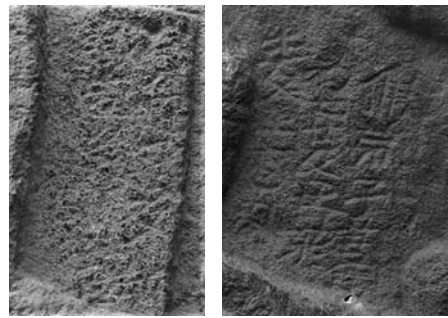
a、佛弟子蓋□¹、爲七世父母、所生父母□□²
 b、□□□²及知/識、造多寶佛二區。³

1 「蓋□□」：雲岡「□□□」、原錄・楹聯「善師」。「蓋」は「蓋」の異體字。

2 「□□□□」：楹聯「善師子」?
 「寶佛二」：雲岡「、、、」



19 佛弟子造像記 (原報告 Pl. 14-49B)



19b

19a

【概要】曇曜五窟のひとつ第二十窟は、脆い巖質のため前壁もろとも右脇侍佛が早くに崩落したが、その頭光外周の半パルメット竝列紋が西壁に一部残存している。その頭光に食い込む形で小さな二佛竝坐龕が造像されていることから、この佛龕は本尊と脇侍の基本造像と同じ前一期の開窟時に造像されたと考えられる。

右脇侍佛の半パルメット竝列紋と佛龕の拱額が交差するところに短冊形の銘區があり、二行一二字からなる造像記19bが刻まれ、その左側には未敷蓮華を捧げる高髻形の供養天人が上半身だけ表している。その後ろには鮮卑帽をかぶる供養者が果實狀の供物を抱え、頭を垂れて跪いており、供養天人像との間に三行一七字からなる造像記aが刻まれる。この供養者像は願主の「佛弟子蓋□」であろう。蓋氏について姚薇元は「魏書世祖紀有廬水胡蓋吳，聚衆反於杏城。杏城本廬水胡居地，所謂廬水胡實即五胡中之羯胡，是蓋樓氏乃羯族

也。孝文高后母蓋氏，節義蓋佛，疑皆此族人。」⁽¹⁾という。本窟の造營時にこの佛龕を寄進した蓋氏は、當時の有力な胡姓氏族であったことがわかる。交脚菩薩龕と二佛竝坐龕を上下に配した第十七窟明窓太和十三年(四八九)龕の造像記16には「釋迦・多寶・彌勒像三區」、第十一窟西壁の造像記7eには「多寶像一區」とあり、ここで「多寶佛二區」というのは釋迦・多寶二佛の「二區」を指すのであろう。

曇曜五窟は文成帝の發願による皇帝のための石窟であるが、この佛龕は本尊大佛の造營と時を同じくして石窟の造營事業に協賛する皇帝以外の「佛弟子」が自己の「七世父母」のために造像されたことをもものがたる。(岡村)

(1) 姚薇元『北朝胡姓考』(修訂本、中華書局、二〇〇七年)一六四頁。

(2) 岡村秀典「雲岡石窟の初期造像——曇曜五窟の佛龕を中心として」『東方學報』京都第九三冊、二〇一八年。

20、尼道法□造像記

第二十二(新二十三)窟東壁

【著録】雲岡一五〇七二、編年一四五、辭典五五六、楹聯五四、三晉二六、新編二〇〇一六一、全集一八〇六一・六二・三三
八

【釋文】

a、尼道法□/所造像二/區。爲父母、
b、興法□□/尼道惠洛造/像二區。



20 尼道法□造像記斷石 (原報告 Pl.15-10C)

【概要】第二十一窟以西の西方諸洞は基底部の岩質が脆く、前壁の崩落した石窟が少なくない。第二十二窟(新二十三窟)もそのひとつで、東方文化研究所の調査時には奥壁の二佛竝坐龕を残すのみであった。一九二〇年ごろ北京の山本寫真館が撮影した寫真をみると、東壁は二佛竝坐龕、西壁は二佛竝立龕、天井は二大蓮華紋であり、三壁に二佛竝列像を配置した特異な石窟であったことがわかる。この造像記は第二十二窟前に崩落していた斷石に刻まれていたもので、二佛竝坐像の間に大小二對の坐佛龕が上下に追刻され、下方の竝列する二小龕の下にそれぞれ造像記が刻まれている。造像記の兩方に「造像二區」とあるのは、この一對の坐佛竝列龕をいうのであろう。全集の寫真をみると、現在ではもとの位置(二十二窟東壁北側)に戻されている。造像記の「尼道」は二字で「尼」という意を表すから、



21-1 第二十七窟(新二十八窟)北壁
(岡村撮影)

造像主の尼僧の名は「法□」と「惠洛」である。同様の事例として、龍門石窟古陽洞の永平四年(五一二)比丘尼道僧略造像記がある。造像記の兩方に「造像二區」とあるのは、この一對の坐佛竝列龕をいうのであろう。全集の寫真をみると、現在ではもとの位置(二十二窟東壁北側)に戻されている。(岡村・倉本)

21、老李自願造像記

【著録】雲岡一五〇七四、研究一九六、編年一四二、辭典五五九、楹聯五五、三晉二〇、新編二〇〇一六二、全集一八〇一八
六・一八九・三四九

第二十七(新二十八)窟北壁

【釋文】

、華大、興滅乃惟□次、
 、詣、
 、登、
 、節、
 一切寶海、衆、靈之、
 、如契在於、
 、乘此福使亡妻捨身受蓮、
 、後願老母四躰休宜、六府調順、
 、老李自願□□所生□如□□、
 、澤□豐□用之無窮、

- 1 「、」：雲岡なし。
- 2 「、」：雲岡・原録・楹聯なし。末行を除いた各行の文字数は原録では八字、十三字、十四字であるが、本稿では十四字または十五字とみなす。
- 3 「節」：雲岡・原録・楹聯「、」。
- 4 「離難」：雲岡・原録・楹聯「、、」。
- 5 「、、」：雲岡なし。
- 6 「衆靈」：雲岡・原録・楹聯「、、」。
- 7 「如契」：雲岡・原録・楹聯「、其」。
- 8 「、、、」：雲岡「、、」、原録・楹聯「、、、」。
- 9 「乘此福」：雲岡・原録・楹聯「、以此猶」。
- 10 「捨身受蓮、、」：雲岡「、、敬進」、原録・楹聯「、、敬造」。



21-2 老李自願造像記（倉本撮影）

- 11 「、後願老母」：雲岡・原録・楹聯「、、、」。「後」はあるいは「復」か。
- 12 「六府調順」：雲岡・原録・楹聯「、、調、」。
- 13 「□□」：雲岡・原録・楹聯「、」。
- 14 「□□所生□如□□」：雲岡「、、、」、原録・楹聯「、、、、」。
- 15 「澤□豐」：雲岡・原録・楹聯「、、、」。
- 16 「□□」：原録・楹聯「無」。

17 「無窮」：雲岡「、、」、原録・楹聯「、」。

【概要】第二十七窟（新二十八窟）は一邊二・〇〜二・三、高さ二・三メートルの小石窟である。北壁に二佛竝坐像、東西壁に佛坐像を配した三壁三龕形式で、北壁尖拱龕の拱額中央に方形區劃を作つて造像記を刻んでいる。風化のため、銘文はほとんど讀めないが、末尾の近くに「老李自願」とある。（岡村）

22、佛弟子惠奴造像記

正始四年（五〇七）八月

【著録】雲岡一五〇七五、研究一九六、編年一四二、辭典五五九、楹聯五六、三晉二〇、新編二〇〇一六四、全集一八二二一

四・二二五・三五一

【釋文】

、、、正始四年八月¹／
、、、造錢署銀²／
、、、惠奴詣代迎³／
父日即造佛窟壹區⁴。／
願弟子惠奴、、／
將父平安到京、／
願從心、所／
求如願。

1 「月」：雲岡・原録・楹聯「月、」。



22 佛弟子惠奴造像記とその周邊
(左：原報告 Pl.15-28B、右：原報告 Pl.15-27B)

- 2 「、、、」：雲岡・原録・楹聯「、、、」
 3 「銀」：雲岡・原録・楹聯「銀、」
 4 「、、、」：原録・楹聯「、」

【概要】第二十七B窟（新二十八〇二窟）は第二十七窟の上にある小窟で、北壁に本尊の佛坐像がある。東西兩壁と天井は未完成で、荒削りの鑿痕を残している。東壁の追刻龕は本尊坐佛像と脇侍菩薩像は衣文など細部の仕上げを残してほぼ完成したが、龕は外形を線刻しただけで、寶壇も銘區のみ平滑にして造像記を刻み、それ以外の部分は荒削りの面がそのまま残っている。造像の完成を待つことなく造像記を刻んだ例として重要である。これは追刻龕であるから、銘文の「造佛窟壹區」はこの石窟全體ではなく、本龕を指して「佛窟」というのであろう。銘文内容は、惠奴が舊都平城まで父を迎えに來て、雲岡石窟で造像し、その功德によって自身が父を連れて無事に都の洛陽に到着できることを願ったものである。（岡村・倉本）

23、造釋迦像記

延昌三年（五一四）七月二十五日

第二十七B（新二十八〇二）窟西壁

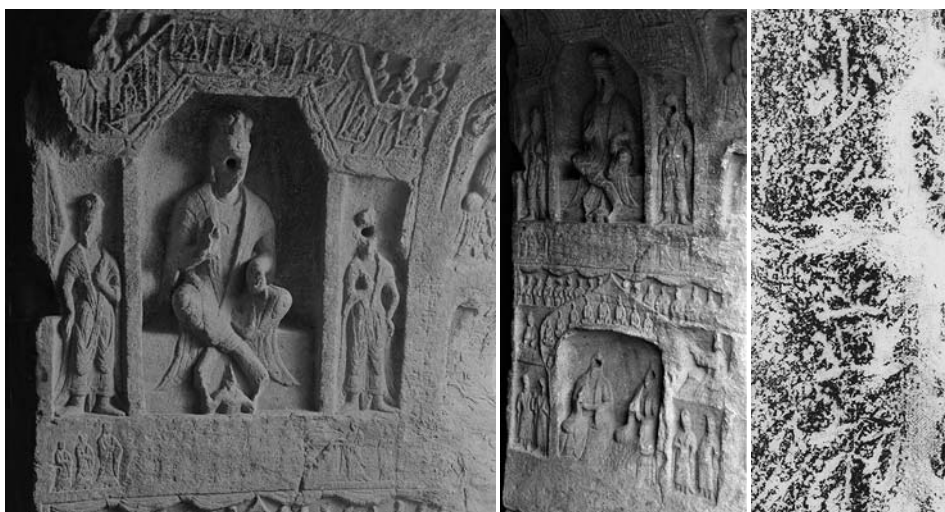
【著録】雲岡一五〇七五、編年一四五、辭典五五六、楹聯五七、三
 晉二三、新編二〇〇一六四、全集一八〇二一一・三五一
 （釋文なし）

【釋文】

唯大代延昌三年七月
 廿五日、、、像、



23 造釋迦像記とその周邊
 （左：原報告 Pl. 15-28A、右：新編 Pl. 20-178）



25-1 華堂・舊宮二〇營匠造彌勒七佛菩薩記と「沙弥道初」
 (左：原報告 Pl.15-69BA、中：岡村撮影、右：倉本撮影)

の間に第一行の九字、右龕の右側に第二行を刻んでいる。(岡村)

25、華堂・舊宮二〇營匠造彌勒七佛菩薩記

延昌四年(五一五)正月十四日

第三十五(新三十五)窟門口東側

【著録】雲岡一五〇八三、研究二〇三、編年一四六、辭典五五八、

楹聯六一、三晉二四、全集一九〇二五〜二二七・三五五

【釋文】

沙弥道¹□

比丘²□

道³□

惟大代延昌⁴

四年正月十

四日、恆・雍二州⁵

□尉都統⁶

華堂・舊宮二〇

營匠、爲亡⁷

弟安鳳翰、

造弥勒并七

佛立侍菩薩。

比丘道□□供養⁸

道幹⁹□

沙弥道初¹⁰

1 「沙弥道」：雲岡・原録・楹聯「比丘□」



25-2 華堂・舊宮二□營匠造彌勒七佛菩薩記
(下：原報告 Pl. 15-69B 部分)

- 2 「比丘」：雲岡・原録・楹聯「比丘、、」
- 3 「道」：雲岡なし、原録・楹聯「、、」
- 4 「大」：雲岡「□」、原録「因」
- 5 「二州」：雲岡・原録・楹聯「正」
- 6 「□□」：雲岡「□」
- 7 「□營」：雲岡・原録・楹聯「常主」
- 8 「供養」：雲岡・原録・楹聯「化□」
- 9 「道」：雲岡・原録・楹聯「□」
- 10 「弥」：雲岡・原録・楹聯「門」

【概要】第三十五窟（新三十五窟）の窟門東側は大きく上下二層に分けられ、上層は交脚菩薩の楣拱龕、下層は坐佛の尖拱龕になっている。兩龕は横幅のサイズが異なり、別々の造像である。この造像記は上層龕の寶壇中央に刻まれ、銘文に「造弥勒并七佛立侍菩薩」という。「弥勒」は本尊の交脚菩薩、「七佛」は拱額の坐佛、「立侍菩薩」は兩脇侍菩薩を指す。その右側に大小三人の比丘、左側に二人の比丘が立つ。原報告第十五卷圖版六九Aの解説は造像記末尾の「比丘道□」は右側先頭の僧名であり、後ろに立つ比丘にはそれぞれ「□幹」「沙門道初」という傍題があるとしたが、今回、拓本を再検討して一部の文字を修正した。（岡村）

26、佛弟子王乙造像記

【著録】雲岡一五〃八三、編年一四六、辭典五五八、楹聯六三、全集一九〃一二五・一二六・三五五（釋文なし）

第三十五（新三十五）窟門口東側



26 佛弟子王乙造像記
(原報告 Pl. 15-69A 部分)

【釋文】

a、佛弟子王乙為弟造石像一區。
b、佛弟子張□□

【概要】前項にみた第三十五窟(新三十五窟)延昌四年龕の左側(外側)に二佛龕が上下に追刻されている。下の龕はほとんど風化しているが、それぞれ龕の右側に造像記の a と b が一行ずつ刻まれている。(岡村)

27、吳氏為亡兒吳天恩造像記

第三十八(新三十八)窟外壁上部

【著録】雲岡一五〇八五、通一、研究二一八、編年一三五、辭典五四〇、楹聯三八、三晉一四、新編二〇一七五(釋文なし)、全集一九〇三三〇・三三二・三六五(釋文なし)

【釋文】

夫幽宗玄邈¹、非言²无以光其化。真容沖³隱、非圖像莫能闢其迹。於是令顏誕世⁴、

10 莫寢啓止覺之悟。遵儀滋鑒¹²、¹³載留紋¹⁴。 15 懇之敬。於是□於无崖¹⁶、德談來世者矣。 18 含生有識莫不憑慈以樹善、悌福以資²⁰。 21 常。卷舒待時、屈指常湛。皇上聖歷穹宇、 22 化超唐虞、况乃世蔭靈徵²⁶。 23 津沐玄□者 24 哉。吳氏忠偉、為亡息冠軍將軍華□侯 25 吳天恩、造像并窟、憑依巖側、妙姿□□。 26 洗々焉鑒³³、真容之在於虛空、麗々焉□ 27 釋迦平生³⁷。藉此微福、願亡兒生々遇 38 39 莫辭苦海、騰神淨土、□化淤隆、三濃 40 敷、万累消融。尋吳氏家先、忠和著□、 41 孝竝舉、至子孫興茂、紹隆家祠、□□ 42 助、彫零而立。惟孤惟念、□微□□、□□ 43 單志、書頌於玄石。其辭曰。 44 遼々眞道、邈々玄源⁴⁹、非聲非□、非□ 45 知。化由物感、藉應迺證⁵⁰、光融□□、 46 九居。後寧熟世、興由帝王、非是□□、 47 唱。薄有深悟、探石圖光⁵⁹、依巖□□。 48 61 願言亡兒、常謁□□、生□□ 62 63 64 65 66

1 「邈」：雲岡・原錄・通一・研究・編年・楹聯「明」
2 「非」：通一「井」
3 「言」：雲岡・原錄・楹聯「□」、編年「□□」、研究「經」。
4 「沖」：通一・編年「速」

- 30 「憑」：雲岡・原錄「漏」、通一・研究・編年・楹聯「得」
- 29 「侯」：通一「候」
- 28 「亡」：通一「安」
- 27 「忠偉」：編年なし
- 26 「徵」：通一「徹」
- 25 「穹」：雲岡・原錄「□」、研究「寬」、編年なし
- 24 「聖」：雲岡・原錄「□」、編年なし
- 23 「上」：通一「土」
- 22 「常」：通一「當」
- 21 「福」：雲岡・原錄「掇」
- 20 「怖」：雲岡「根」、原錄「權」、通一・研究・編年・楹聯「積」
- 19 「憑」：雲岡・原錄「須」、通一・編年「興」、研究「與」
- 18 「談」：雲岡・原錄「□」、編年なし
- 17 「崖」：雲岡・原錄・通一・研究・編年・楹聯「歲」
- 16 「无」：通一・研究・編年「先」
- 15 「懇」：雲岡・原錄・通一・研究・編年・楹聯「□」
- 14 「載」：雲岡・原錄・通一・研究・編年・楹聯「以」
- 13 「鑿」：雲岡・原錄・通一・研究・編年・楹聯「□」
- 12 「遵」：通一・研究・編年「道」
- 11 「寢」：雲岡・原錄「□」、通一・研究・編年・楹聯「夜」
- 10 「萇」：雲岡・原錄・通一・研究・編年・楹聯「長」
- 9 「世」：雲岡・原錄・楹聯「□」
- 8 「誕」：雲岡・原錄・通一・研究・編年・楹聯「□」
- 7 「顏」：雲岡・原錄「須」
- 6 「令」：雲岡「今」、通一・編年「□」
- 5 「關」：通一・編年「顯」
- 31 「巖側」：雲岡・原錄「舉倒」
- 32 「姿」：雲岡・原錄「安」、研究「恣」
- 33 「鑿」：雲岡・原錄「□」、研究「□鑿」
- 34 「於」：研究なし
- 35 「焉」：雲岡・原錄・通一・研究・編年・楹聯「□□」
- 36 「迦」：原錄「加」
- 37 「平生」：雲岡・原錄「平□」、通一・研究・編年・楹聯「本生」
- 38 「□」：研究「憊」
- 39 「萇」：雲岡・原錄・通一・研究・編年・楹聯「長」
- 40 「苦海」：雲岡・原錄・楹聯「□□」、編年なし
- 41 「泐」：研究・楹聯「弥」
- 42 「家」：研究「字」
- 43 「祠」：雲岡・原錄・通一・研究・編年・楹聯「嗣」
- 44 「遼」：通一「□□」
- 45 「邈」：雲岡・原錄・研究・編年・楹聯「貌」
- 46 「々」：通一・研究「貌」
- 47 「源」：雲岡・原錄・編年・楹聯「凍」、通一・研究「凜」
- 48 「□」：研究「樂」
- 49 「藉應」：雲岡「慈應」、原錄・楹聯「茲應」、研究「藉茲」
- 50 「迺證」：雲岡・原錄・編年・楹聯「迪昭」、通一「迪諸」、研究「應迪」
- 51 「後」：雲岡・原錄「□」、編年なし
- 52 「興」：通一「樂」
- 53 「是」：雲岡・原錄・編年・楹聯「定」
- 54 「□□」：通一「在□」、研究「在(定)在」
- 55 「□唱」：雲岡・原錄・編年・楹聯「□□」、通一・研究「維福」

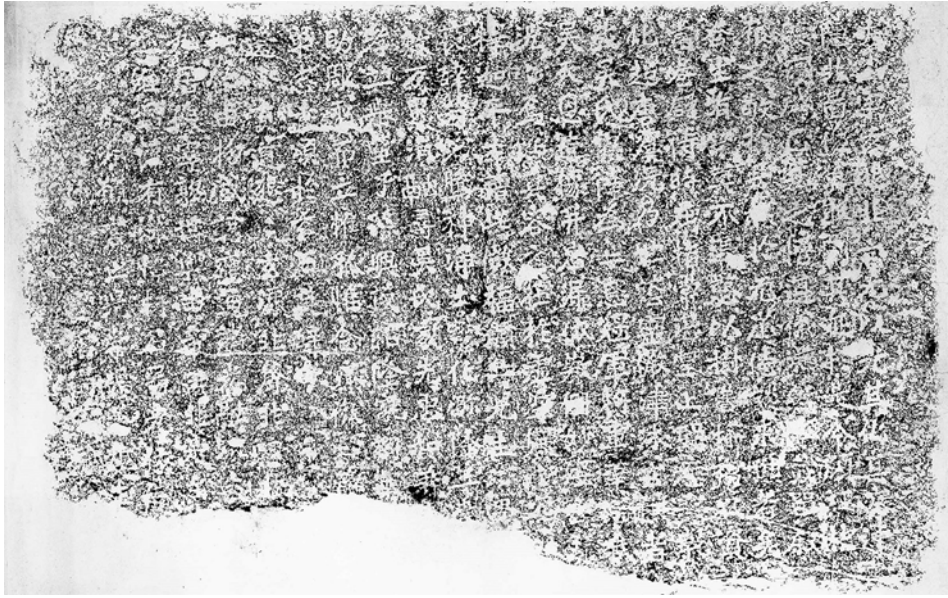


27-1 吳氏爲亡兒吳天恩造像記とその周邊
(原報告 Pl. 15-76 部分)

- 66 「生」：雲岡・原錄・通一・編年〔 〕
 65 「 」：通一・研究・楹聯「應」
 64 「 」：編年〔 〕
 63 「言」：雲岡・原錄・通一・研究・編年・楹聯〔 〕、
 「 」：編年〔 〕
 62 「方」：雲岡・原錄・編年・楹聯〔 〕、通一・研究「窟」
 61 「 」：通一・研究「此區全」
 60 「巖」：雲岡・原錄「徵」
 59 「光」：通一・研究「免」
 58 「圖」：雲岡・原錄・編年・楹聯〔 〕、通一・研究「窟」
 57 「探」：雲岡・原錄・研究・編年・楹聯〔 〕、通一「將」
 56 「薄」：雲岡・原錄〔 〕



27-2 吳氏爲亡兒吳天恩造像記 (原報告 Pl. 15-77)



27-3 吳氏爲亡兒吳天恩造像記（原報告補遺拓1）

【概要】この造像造窟記は第三十八窟（新三十九窟）の窟門の上にある。横幅一〇五×高さ七〇センチの長方形の碑面を作り、二一行にわたる長文を刻んでいる。石窟は東西二・一×南北一・四、高さ一・九メートルとすこぶる小さく、原報告第十五卷圖版七七の解説は「第三十八洞の小窟に對し、この完備した造像記は、すこし不似合にもおもはれる。かへって第三十九洞のためかうたがはれるが、よくかんがへると、この第三十八洞はなかなか凝った異例の石窟で、かへって、この石窟にこそ、ふさはしいといふ氣もする」とする。李治國・丁明夷はこれを吳天恩造像記と呼び、『魏書』官氏志をもとに、その「冠軍將軍華□侯」は從二品散侯の爵位で從三品の官職にあり、遷都後の雲岡第三期における銘文の中では造窟主吳天恩の官職がもっとも高いこと、「長辭苦海，騰神淨土」という願文には淨土信仰の流行がうかがえることを指摘した¹⁾。ただし、この石窟は願主の吳氏が息子の吳天恩の冥福を祈って造像造窟したものである。（岡村）

（1） 李治國・丁明夷「第38窟の窟形式および彫刻藝術について」（雲岡石窟文物保管所編『中國石窟 雲岡石窟』第二卷、平凡社、一九九〇年）

28、法玉造像記

第三十九（新三十九）窟窟門東側中央部
【著録】編年一四五、辭典五五六、楹聯六三、新編二〇一七七、全集一九〥二七五・三七〇（釋文なし）



28 第三十九窟門口東側と法玉造像記（左：原報告 Pl. 15-84A、右：新編 Pl. 20-209）

【釋文】
白□／寺／法玉／供／養。

【概要】第三十九窟（新三十九窟）は木造瓦葺き五層塔をかたどった中心柱をもつ塔廟窟である。中三期に開鑿がはじまったものの、窟内の南壁から窟門にかけての部分は荒削りのまま放置され、洛陽遷都後に大小の佛龕が追刻された。窟門東側の中央部には開窟時より逆Y字形に走る龜裂があり、その間隙には上下三段に佛龕が追刻されている。いずれも仕上げが未完成であるが、一番上の小さな坐佛龕の下には左から右へと七文字が刻まれている。（岡村）

遼

29、張開滿妻等修像記

重熙十七年（一〇四八）

第十三窟南壁西側

【著錄】雲岡一〇〥四九、編年一三五、辭典五三四、楹聯七三、三晉六七、新編一九〥八九、全集二一〥一五〇

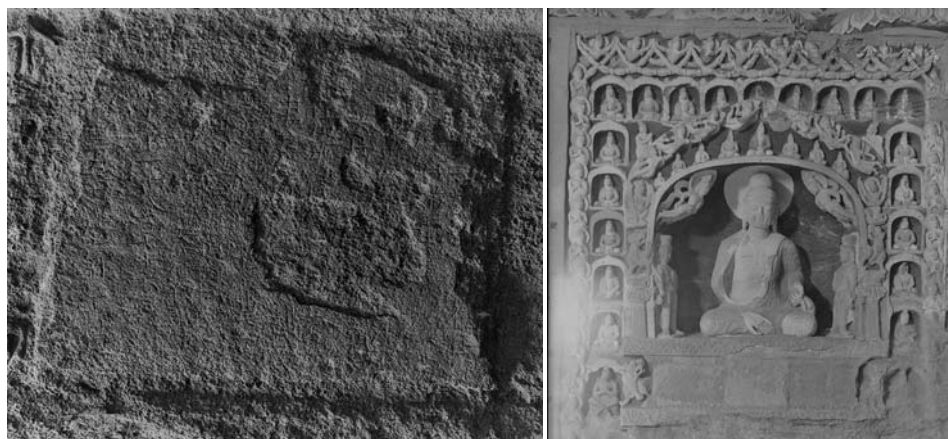
【釋文】

、、、、、、、、、、、、、、、、
 □張開滿妻壽好□
 □微、、、、、、、、
 契丹、、、、、、部四
 □耶律、、、、、、
 妻、、、、、、、、、、、劉氏

部⁹署¹⁰伍¹²、、妻¹³□¹⁴氏¹¹／
 張¹²通¹³判¹⁴官¹⁵□、、妻、、／
 、、羈、、妻張氏、／
 □大小一千八百七十六尊／
 戊子¹⁶十二月一日建。六月三十日畢。

- 1 「像主」：雲岡・原録・楹聯「?馬」。
- 2 「□」：雲岡「、、」。
- 3 「間滿」：雲岡「備市」、原録・楹聯「間□」。
- 4 「壽好□」：雲岡「妄張、」。
- 5 「契」：雲岡「、契」。
- 6 「部」：雲岡「都」、原録・楹聯「郭」。
- 7 「□□」：雲岡「教竺」、原録・楹聯「教徵」。
- 8 「劉氏」：雲岡・原録・楹聯「□」。
- 9 「部」：雲岡・原録・楹聯「郭」。
- 10 「伍□」：雲岡「伍?」、原録・楹聯「伍?」
- 11 「□氏」：雲岡なし
- 12 「判」：雲岡「別」。
- 13 「□」：雲岡・原録・楹聯「行」
- 14 「妻」：雲岡・原録・楹聯「、、」。
- 15 「羈」：雲岡・原録・楹聯「、、」。
- 16 「戊子」：雲岡なし、原録・楹聯「戊午?」

【概要】 この石刻銘は第十三窟南壁下層西側の坐佛龕の下に位置し、雲岡で現存唯一の遼代の銘文として貴重である。一九三九年に、當該箇所を塗りつぶしてあった清朝壁畫を試みに剝がして寶壇部分が



29 張間滿妻等修像記とその周辺 (左：原報告 Pl. 10-24B、右：原報告 Pl. 10-21 部分)

現れた際、発見された。北魏の佛龕に追刻された銘文であり、風化のため未讀字が多いが、國號の「契丹」や皇帝の姓である「耶律」という語が判讀される。原報告は末尾部分にみえる干支を「戊午」と讀んでこれを一〇七八年かとし、同年十二月一日に造像をはじめ、翌年の六月三〇日に大小一八七六體の造像が完了したと解釋した。

長廣敏雄はこれを重脩記とみて、第十三窟のみにとどまらない彫像補彩の施工が主であったとしている¹⁾。宿白も、風化した石像表面の泥塑による補作、もしくは空白の石壁への追刻に對應しているとする²⁾。宿白はその多くを前者とみて、第十一窟西壁七佛の端の二體などを例示するのに對し、後者は第十一窟中心柱南面左右の脇侍など、少ないとする。

張焯は「戊午」年の釋文を採用し、原録が可能性を示したのと同じ一〇七八年に比定した³⁾。遼はしばしば國號を變えており、太祖耶律阿保機が建國したのは「契丹國」だが太宗は「大遼」に改稱、以後も九八三年に聖宗が「契丹」、一〇六六年に道宗が「大遼」へと變更している。これとの對照から近年、戊午年を一〇一八年にあてると意見が一部にあるが、遼大康四年⁴⁾北宋元豐元年（一〇七八）こそ相應しい比定であり、「契丹」が國名を示すとは限らない事例として九八二年の「許從贇墓誌」が擧げられる、というのがその見解の骨子である。

しかし「北朝石窟寺院の研究」班におけるその後の再検討から、陳垣『廿史朔閏表』によれば一〇七九年六月には「三十日」がなく、原報告が「戊午」かとした干支はむしろ「戊子」と判讀できること⁵⁾、「戊子」なら一〇四八年に比定され、造像の完成が「金碑」の「遼重熙十八年（一〇四九）母后再脩」という記事に合致することが判明した⁶⁾。大小一八七六體もの造像が七か月の短期間で完成した背景

には、欽愛皇太后ら帝室の強い支援があったと考えられ、この干支は「戊子」年である蓋然性が高い⁶⁾。（稻本）

- (1) 長廣敏雄「雲岡石窟の謎」『佛教藝術』一三四、一九八二年。同『中國美術論集』講談社、一九八四年に再録。
- (2) 宿白「平城における國力の集中と（雲岡様式）の形成と發展」『中國石窟雲岡石窟』第一卷、平凡社、一九八九年。
- (3) 張焯『雲岡石窟編年史』二二七頁。
- (4) 佐藤智水の指摘。
- (5) 向井佑介の指摘。
- (6) 岡村秀典『雲岡石窟の考古學』（臨川書店、二〇一七年）二六〇頁。

II 補遺

北魏

補1、佛弟子造像記

【著録】 楹聯六三、三晉二六、全集二二三〇・二三一・三五九
第五L（新五II）窟南壁西側佛龕・龕楣・龕柱

【釋文】

a、佛弟子□¹⁾德蚝勝□²⁾／□／□／□／□／
b、佛弟子□³⁾爲父母／皂⁴⁾佛／□／□／

1 「佛」：楹聯「一佛」

- 2 「徳蚝勝」・楹聯「□□□□」
- 3 「□爲父」・楹聯「侍父及」
- 4 「皂」・楹聯「宅」

【概要】この銘記二則は、第五七（新五一）窟南壁西側佛龕群のうち、禪定印の佛坐像を刻む並列する二つの尖拱龕の、各龕左側龕柱から龕楣または龕楣の上方にかけて刻まれる。龕楣に文字が刻まれるのは珍しい。「□徳蚝」は鮮卑族の複姓「紇豆陵」を指す可能性がある。（倉本）

補2、正光元年□神龍等造像記

正光元年（五二〇）

新五〇四〇龕（舊窟番號なし）北壁佛龕下

【著録】楹聯六四、三晉二四、全集二二二四九〜二五一・三六一

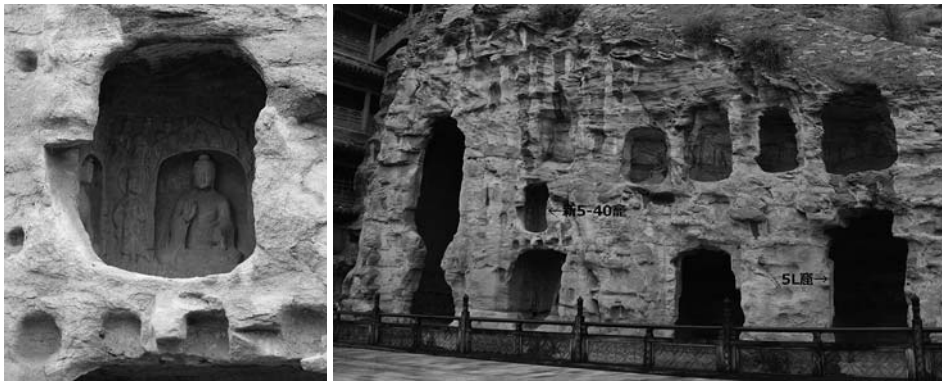
【釋文】

正光元年、／廿日邑、／神龍□、／張樂、／等為、
／釋迦、／像、

1 「廿」・「廿」の下に一文字あるかもしれない。

2 「為」・楹聯「發」

【概要】楹聯によれば、この造像記は二〇〇一年五月に雲岡石窟研究院の劉建軍によって発見された。この龕は三壁に龕を開き、北壁（正壁）と西壁の龕は佛坐像、東壁の龕は交脚菩薩像を配する。造像記は、北壁佛龕下部の銘區に刻まれる。銘區の兩側には合計二十人



補2 新5-40龕とその周辺（岡村撮影）

以上の供養者の列像が浮彫されており、集團による造像である。(倉本)

補3、道昭銘記

第六窟後室南壁門拱右側補刻龕下

【著録】楹聯六九、三晉二八、全集四〇二二二・三四八

【釋文】

道昭

1 「昭」:あるいは「聰」か。

【概要】第六窟の主室南壁の腰壁の門口傍には、四天王によって脚を支えられる馬に悉達太子が跨がり、城門を出た場面(躑城出家)を表現した浮彫があり、この浮彫の向かって右端下部に佛坐像を配する小龕が補刻される。この寫真では切れており見えないが、「道昭」という文字はその下に刻まれる。僧の名であろう。さらにそのすぐ下には小佛坐像が三體横に並んで刻まれている。(倉本)

補4、太和十九年刻石

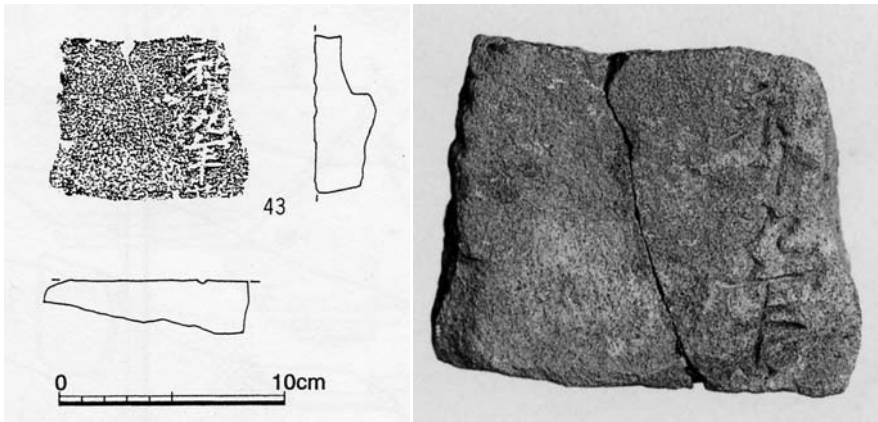
太和十九年(四九五)

第八窟前庭部出土

【著録】新編一八〇八八、遺物六



補3 道昭銘記 (原報告 Pl. 3-35)



補4 第八窟前庭部出土「□和十九年」石刻斷片（遺物篇7頁圖4・圖版1）

【釋文】

□和十九年歲₁

1 「歲」：新編・遺物なし

【概要】この刻石は、一九三八年に第八窟前庭で發掘が行われた際に出土した。

（以下、遺物篇六・七頁より抜粋）紀年は北魏の太和十九年（四九五）であろう。石窟とは異なる良質の砂巖を平らに加工し、幅八・七、高さ七・一センチメートルのほぼ長方形の面が残存する。銘は殘存面の右端に一行あるだけで、左側が空白になっている。小さい破片のため原形の復元が難しいが、遺物臺帳は石佛の臺座片としている。石窟の彫刻とは別の、獨立した石佛であったのだろう。（岡村）

補5、邊一□銘記

第十一窟西壁下層南側

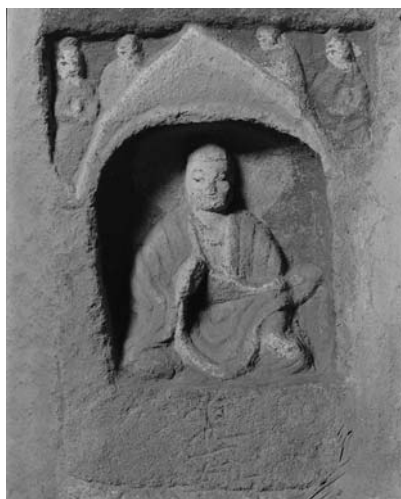
【著録】雲岡八・九〇五六、楹聯四七、三晉二七、全集九〇六一・三七五（釋文なし）

【釋文】

邊一□₁

1 「邊一□」：楹聯「穆鎮」、三晉「穆□鎮□」。

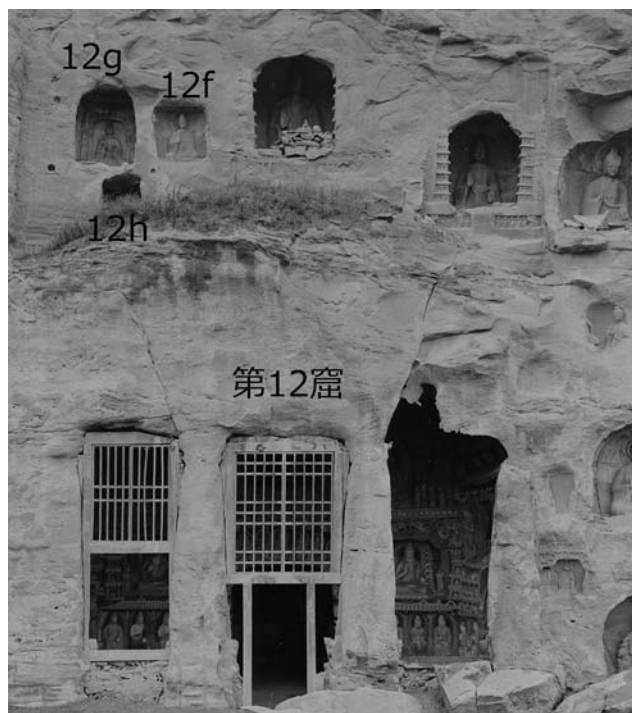
【概要】第十一窟西壁下層南端には、化佛を有する寶冠を戴いた交脚菩薩像を主尊とする楣拱龕が存在する。その龕の北側には、上か



補 5-2 邊一□銘記 (原報告 Pl.8-66E)



補 5-1 第 11 窟西壁南側 (原報告 PL.8-41)



補 6 第 12 窟周邊 (原報告 Pl.9-1)

補 6、王三・周師兒銘記
第十二 h 龕 (第十二 g 龕 (新十二 II 四龕) の下方の龕)

ら順に、禪定印佛坐像を配した龕、交脚菩薩像龕、二龕並列する小佛龕、その下に、佛坐像を配した尖拱龕がある (補 5-1 圖の □ で圍った部分)。この龕の下部に三文字の銘記がある。原報告は「三字あるが、読みがたい。造像者の題名であらうか。」とする。研究班では「邊一□」と判讀した。(倉本)

【著録】 楹聯七一

【釋文】

王三ノ周師兒

【概要】

第十二g龕（新十二―四龕）下方の第十二h龕は、第十二窟の上方に位置する未完成龕である。原報告第十卷本文三二頁には「第十二f、g、h龕」「h龕は、そのしたにあり、小さくてなにもこのつてゐない。」とある。佛像は造られていないが、壁面に二名の人名が刻まれている。楹聯はこれらを施主あるいは工匠の名と推測し、石窟の開鑿過程を研究するのに重要な龕であるとする。（倉本）

補7、銘記残畫

第十九B（新十九Ⅱ二）窟明窓北壁龕下右側供養人行列下

【著録】 楹聯七〇、全集一六Ⅱ三〇五・三四八（釋文なし）

【釋文】

、、□／、、□／、、□₁

1 「、、、、□／、、、、□／、、、、□」：楹聯「一儿」

【概要】 この題記は、圖中の下方、右側（向かって左側）の女性供養者列像の下部に存在する。わずかに文字の下端が一部残存するのみで、上部の供養者列像によって破壊されたと考えられる。現在の残存部分は「一」「儿」のように見えるが、その中間にもわずかに刻



補7 第19B窟明窓北壁と銘記残畫
（右：原報告 Pl. 13-107。上圖は右圖の部分擴大圖）

字の残畫が見える。元來は毎行數文字刻まれていた可能性がある。
(倉本)

補8、比丘尼曇媚碑

景明四年(五〇三)

第二十窟前庭出土

【著録】 試解、文化三五四、編年一四一、辭典五四二、楹聯五〇、
三晉一八、全集一七〇釋論九・二五八・二八六

【釋文】

、靈鏡覺、凝寂迭代。照周¹、
邦、感垂應物。利潤當時、澤潭機²、
季。慨不邀昌辰、慶鍾播末、思戀、
靈福、同擬狀金石。冀瞻容者加、
極虔、想像者增忻悌、生々資津、
十方齊慶。頌曰、
靈慮巍巍、悟巖鑒覺。寂絕照周、
蠢趣澄濁。隨像擬儀、瞻資懿渥。、
生々邀益、十方同沐。

【景明四年四月六日 比丘尼曇媚造。】

- 1 「、、」：試解「夫慮」、文化・楹聯「夫光」とそれぞれ推測。
- 2 「洋」：試解・楹聯「群」、文化「祥」とそれぞれ推測。

【概要】 一九五六年十一月、雲岡古迹保養所(雲岡石窟研究院の前身)

が第二十窟前の積土を整備時にこの刻石を發見した。灰色の細砂巖質である。刻石の向かって右上角が缺損する。高さ二九、幅二八、厚さ六センチメートルの正方形に近い形で、側面も平滑に整形されている。これと同様の方形に整形された造像龕が一九四〇年に同じく第二十窟前から出土しており、建物の土壁に嵌めこまれたものと推測される(補8-2圖参照)。雲岡石窟には尼寺の存在が知られており、曇媚碑が出土した現在の第二十窟の前庭が道宣のいう「西頭の尼寺」であつたという説もある。(倉本)



補8-1 比丘尼曇媚碑 (岡村撮影)



補 8-2 1940 年第 20 窟前庭出土造像龕 (新編 P. 20-221)

(1) 陸屹峰・員海瑞「雲岡石窟尼寺考」『文物季刊』一九八九年一期(雲岡石窟文物研究所編『雲岡百年論文選集(二)』文物出版社、二〇〇五年に再録)

(2) 『廣弘明集』卷二「今時見者傳云、谷深三十里、東爲僧寺、名曰靈巖、西頭尼寺、各鑿石爲龕、容千人。已還者相次櫛比。」(大正五二・一〇三下)

(3) 雲岡古迹保養所「雲岡新發現的一塊北魏石刻」『文物參考資料』一九五七年九期。

補 9、石鉢刻銘

第二十窟窟前考古發掘出土

【著錄】楹聯七二、三晉二七、全集一七〇釋論一〇・二五五・二八六

【釋文】

妙興西北／方主

【概要】この石鉢(上圖)は北魏時代のもので、一九九二年、第二十窟前庭における考古發掘中に出土した。つまみのある蓋つきの容器であり、口径一七・七、高さ七センチメートル、砂巖質である。蓋と周囲には蓮華を象った裝飾が施されている。蓋部分は複瓣の蓮華裝飾が見られる。同じ出土場所から、これと類似した形状の石鉢が別に出土している(下圖)。銘文は石鉢の底部裏に刻まれる。楹聯は、この石鉢を佛の供物を盛る器とみなし、「妙興」をこの鉢を使用していた僧の法名とみなす。また、「西北方主」という文字から、雲



補9 石鉢 (稻本撮影)

岡石窟の僧たちが石窟の修理造像と管理を分擔していたと推測する。
(倉本)

金

補10 大金西京武州山重修大石窟寺碑

皇統七年(一一四七)

【著録】文化四二七、編年二四九、楹聯七四、三晉三六七。

宿白「《大金西京武州山重修大石窟寺碑》校註——新發現的大同雲岡石窟寺歷史材料的初步整理」(宿白「中國石窟寺研究」文物出版社、一九九六年)。

張焯「《大金西京武州山重修大石窟寺碑》小議」《中國文物

報」二〇〇五年四月一日(雲岡石窟文物研究所編「雲岡百年論文選集」(二)文物出版社、二〇〇五年に一部改稿して轉載)。

底本：繆荃孫抄出『永樂大典』天字韻『順天府』條引『析津志』

昔如來出世，爲利益一切衆生，故分形化體於無邊華藏莊嚴世界海微塵刹土，隨緣赴感，應現前。當此之時，寶山「之」相・滿月之容，有目者皆得見。獅子之吼・海潮之音，有耳者皆得聽聞。而優填王暫離法會，已生渴仰，遂以旃檀刻爲瑞相。何況示滅鶴林，潛輝鷲嶺，眞容莫覩，像教方興，宜乎範金・合土・刻木・繪絲，而廣興供養者也。然而慮不遠不足以成大功，工不大不足以傳永世。且物之堅者莫如石，石之大者莫如山，上摩高天，下蟠厚地，與天地而同久。是以昔人留心佛法者，往往因山以爲室，即石以成像，蓋欲廣其供養，與天地而同久，慮遠而功大矣。與夫範金・合土・「刻木」・繪絲者，豈可同日而語哉。

西京大石窟寺者，後魏之所建也。凡有十名。一通樂，⁵二靈巖，三鯨崇，四鎮國，五護國，六天宮，七崇教，八童子，九華嚴，十兜率。按『北史』，魏太祖道武皇帝拓跋珪，以東晉武帝太元十一年(三八六)稱王於定襄之盛樂，國號代，建元登國。後乃即眞，遷都平城，號恆安都，今西京是也。二世曰明元帝。三世曰太武帝。四世曰文成帝。五世曰獻文帝。六世曰孝文帝，始都洛陽，改姓元氏。七世曰宣武帝。八世曰孝明帝。孝明(五一五—五二八)之後，權歸藩鎮，而魏祚衰矣。『魏紀』凡建寺皆書，而不書此寺。唯「獻文紀」書，皇興元年(四六七)八月，「幸武州山石窟寺。」又按「雲中圖」云，「文成和平元年(四六〇)、獻文天安元年(四六六)革，興造石窟寺。」然未知有何所據。

今寺中遺刻所存者一。一載在護國，大而不全，無年月可攷。一在崇教，小而完。其略曰，安西大將軍·散騎常侍·吏部內行尚書·宕昌公¹³，鉗耳慶時鑿巖開寺。其銘曰，「承藉¹⁵福，遮邀冥慶，仰鍾皇家，卜世惟永。」蓋慶時爲國祈福之所建也。末云，「大代太和八年（四八四）建，十三年（四八九）畢。」按道武登國元年（三八六）即代王位，四月改稱魏王，皇始元年（三九六）稱帝。天興元年（三九八），詔群臣議國號，咸謂國家啓基云代，應以代爲號。帝不從，詔國號魏。天興至孝文太和十三年，凡九十載，而碑仍稱代，何也。參稽內典，矛楯爲文。『元氏錄』云，「道武皇帝改號神瑞（四一四）四一六，當東晉武帝太元元年（三七六）。立恆安郡，於郊西大谷石壁，皆剝鑿爲窟，東西三十里，櫛比相連。」按神瑞時明元所改，歲在癸丑，當東晉安帝隆安十七年（四一三），在太元後三十七年矣。其舛誤如此。『續高僧傳』云，「沙門曇曜，於文成帝和平中（四六〇）四六五）住石窟通樂寺。」『大唐內典錄』云，「曇曜，帝禮爲師。請帝開石窟五所。東爲僧寺，名曰靈巖。西爲尼寺。」不言其名。僧法軫爲『寺記』云，「十寺，魏孝文帝之所建也。護國東壁，有拓國王騎從。」『廣弘明集』云，「即孝文皇帝建寺之主也。帝王於天宮寺以金銅造釋迦像。」

衆記參差如此，竟不知經始在於何帝。以意推之，道武遷都之後，終其世纔十年。其間創立城郭·宮室·宗廟·社稷·百官制度，見於史筆，其事實繁。至於鑿山爲寺，理應未暇。太武毀教，末帝雖感白足之言，尋即殂落，亦非其所爲也。獻文即位之初，幸其寺，則寺興於前矣。其間惟明元·文成二帝。據『錄』特標神瑞之號，明元實經其始。『內典錄』明載和平之事，則文成實繼其後矣。彼『弘明』所記，記孝文爲建寺之主者，蓋指護國而言也。法軫云十寺皆孝文所建，非也。然則明元始興通樂，文成繼起靈巖，護國·天宮則創自孝文，

崇福則成於鉗耳，其餘諸寺次第可知。復有上方一位石室數間，按『高僧傳』云，「孝文時天竺僧隨番經之地也。」十寺之外，西至懸空寺，在焦山之東，遠及一舍，皆有龕像，所謂「櫛比相連」者也。驗其遺刻，年號頗多，內有正光五年（五二四），即孝明嗣位之九年也。然則此寺之建，肇於神瑞，終乎正光，凡七帝，歷百一十一年。雖較於太武之世，計猶不減七八十年。何則崇福一寺五年而成，以此較之，不爲多矣。『錄』云魏成於一帝，何其謬歟。此即始終之大略也。

自神瑞癸丑（四一三），迄今皇統丁卯（一四七），凡七百三十四年。唐貞觀十五年（六四二），守臣重建。遼重熙十八年（一〇四九），母后再修。天慶十年（一一二〇），賜大字額。咸雍五年（一〇六九），禁山樵牧，又差軍巡守。『壽昌五年（一〇九九），委轉運使提點。清寧六年（一〇六〇），又委劉轉運監脩。李唐已前，雖無遺蹟，以近推遠，從可知也。此則歷年之大略也。

本朝天會二年（一一二四），「天軍平西京，故元帥·晉國王到寺，隨喜讚嘆，曉諭軍兵，不令侵擾。竝戒綱首，長切守護。又奏，特賜提點僧禪紫衣，竝「通慧大德」號。九年（一一三一），元帥府以河流近寺，恐致侵嚙，委煙火司差夫三千人，改撥河道。此則皇朝外護之大略也。」

疊嶂崢嶸而西去，長沙浩渺以東來，嵐影相連，波聲不斷，勢壯京邑，潤分林藪，豈特國家之寶，抑亦仙聖之宅。此則形勢之大略也。峰巒後擁，龕室前開，廣者容三千人，高者至三十丈。三十二瑞相，巍乎當陽。千百億化身，森然在目。煙霞供寶座之色，日月助玉臺之輝。神龍天矯以飛連，靈獸雍容而助武。色楯連延，則天皇彌勒之宮。層檐竦峙，則地通多寶之塔。以至八部之眷屬，諸經之因地，妙筆不能同其變，辯口不能談其目，巧力不能計其數。況若神遊³⁶於³⁶鷲嶺，宛如身詣於耆闍。此則制度之大略也。

『爾雅』云、「石山戴土，謂之崔嵬。」此山是山，外積黃壤，中含翠石，高卑莫測，厚薄難知。然而良工預爲其制，群匠爭奮其力，迄□墮壞，續用有成。雖大禹之鑿龍門，六丁之開蜀道，不過摧其頑險，務於通達而已。方之於此，未足爲難。倘非誠心一發，聖力潛扶，安能致是哉。又護國二龕，不加力而自開，以至扣地則神鍾³⁷，發響聞者攝心，琢石則醴泉流出，飲之愈疾。珍禽時聚，毒蟲屏迹。此則靈感之大略也。

嗚呼，青鴛肇於西域，徒見其名。白馬興於中土，竟墮其志。未如此寺殊功聖迹，亘古今而常存者也。

先是，亡遼季世，盜賊群起，寺遭焚劫。靈巖棟宇，掃地無遺。皇統（一一四一）（一一四九）初，緇白命議，以爲欲圖修復，須仗當仁。乃請惠公法師住持。師既駐錫，卽爲化緣。富者樂施其財，貧者願輸其力，於是重修靈巖大閣九楹，門樓四所，香厨・客次之綱常住寺位，凡三十楹，輪奐一新。又創石垣五百餘步，屋之以瓦二百餘楹。皇統三年（一一四三）二月起工，六年（一一四六）七月落成，約費錢二十萬。自是山門氣象，翕然復完矣。師又以靈巖古刹旣爲灰燼，護國大碑又復摧燬，勝概不傳，居常嘆息。欲表前蹤，以垂後世，乃礪巨石，謁文於予。予既聞師名，又嘉其志，遂不復辭，爲撰實而書之。

師名稟慧，姓王氏，弘州永寧人，幼於天成縣幽峰院出家，受具。自十八歲講『華嚴經』・『摩訶演論』⁴⁰，辯析疑微，聽者常數百人。四十五，散徒遊方，卽其所傳。天眷元年（一一三八），奉聖旨，傳菩薩戒。皇統三年，轉運司定充本寺提點，申行臺尙書省，繼準唐堂帖。師性明悟，威儀端重，一方欽仰，建化之功頗多，至於石窟爲最云。⁴³皇統七年，夷門曹衍記竝書。傳菩薩戒・提點大石窟寺沙門稟慧助辦。⁴⁴經武將軍・前西京軍器庫使・騎都尉・太原縣開國男・食邑三百戶王慶祐，前西京（下闕）

癸卯年（一一三六）臘月二十四日，予自東勝來。是日，宿於寺之方丈，受清供。次日，達西京。次年二月八日，始錄上草本於何尙書思誠東齋。

- 1 「應」：編年・楹聯「應」[身]。「身」とは確定できないが「應
- 2 「之」：底本なし、宿白・楹聯により補う。
- 3 「得」：文化「得」[賭]
- 4 「刻木」：底本なし、宿白に從い補う。
- 5 「樂」：底本「示」、宿白に從い改める。
- 6 「崇教」：下文では「崇福」。
- 7 「太」：底本「大」、宿白に從い改める。
- 8 「一」：底本「三」、宿白に從い改める。
- 9 「太」：底本「大」、宿白に從い改める。
- 10 「獻文」：底本「文獻」、宿白に從い改める。
- 11 「元」：底本「八」、宿白に從い改める。
- 12 「崇教」：下文では「崇福」。
- 13 「公」：底本なし、宿白に從い補う。
- 14 「鏤」：底本「鏤也」。宿白に從い「也」を衍字とする。
- 15 「□」：底本なし、宿白に從い補う。宿白は「弘」と推測。
- 16 「年」：底本「帝」、宿白に從い改める。
- 17 「十」：底本「至」、宿白に從い改める。
- 18 「元氏錄」：『大唐內典錄』卷四「後魏元氏翻傳佛經錄」を指す。
- 19 「太」：底本「大」、宿白に從い改める。
- 20 「大」：底本「土」、宿白に從い改める。
- 21 「時」：宿白は「繫」の誤りとする。

- 22 この引用元は『大唐内典録』ではなく、正しくは『廣弘明集』卷二(大正五二・一〇三下)。
- 23 「意」：底本「竟」、宿白に従い改める。
- 24 「太」：底本「道」、宿白に従い改める。
- 25 「録」：前出『元氏録』(『大唐内典録』卷四「後魏元氏翻傳佛經録」を指す)。
- 26 「弘」：底本「和」、宿白に従い改める。
- 27 「高僧傳」：宿白はこれに相當するものとして『續高僧傳』卷一曇曜傳「曜慨前凌廢、欣今重復。故於北臺石窟、集諸德僧。對天竺沙門、譯『付法藏』傳并『淨土經』」(大正五〇・四二八上)という記事を擧げる。當時譯經に參じた天竺沙門として記録に名前があがるのは常那邪舍(『魏書』釋老志に「曇曜又與天竺沙門常那邪舍等、譯出新經十四部。」とある。)だけであり、僧隨という名の僧は見當たらない。
- 28 「番」：「番」は「翻」と同じ意味。
- 29 「則」：編年・楹聯・三晉は「者」に改める。
- 30 この後に「此即歷年之大略也」と續くが、編年に従い削除。これに續く文章には大きな錯簡が存在する。編年の整理に従い順序を入れ替える。
- 31 「雍」：底本「熙」。
- 32 「壽」：底本なし、宿白に従い補う。
- 33 「唐貞觀」天會二年：この箇所、編年の整理に従い順序を入れ替える。底本では「此則靈感之大略也」の直後に位置。
- 34 「大軍」外護之大略也：この箇所、編年の整理に従い順序を入れ替える。底本では「以至扣地則神鐘」の直後に位置。
- 35 「況」：編年・三晉・楹聯「况」。況は况に通ず。
- 36 「於」：宿白に従い補う。
- 37 「度之大略」神鍾：この箇所、編年の整理に従い順序を入れ替える。底本では「本朝天會二年」の直後に位置。
- 38 「竟」：底本「景」、宿白に従い改める。
- 39 「客次之綱常住寺位」：宿白はこの句に脱誤ありと推測。
- 40 「演」：「衍」に通ず。『摩訶衍論』は『大智度論』。
- 41 「析」：底本「折」、宿白に従い改める。
- 42 「即其所傳」：宿白はこの句を誤りであろうと述べる。
- 43 「云」：底本「玄」、宿白に従い改める。
- 44 「辦」：底本「辯」、文化・編年・三晉・楹聯に従い改める。
- 45 「經」：宿白は「信」または「顯」の誤りであろうと述べる。
- 【概要】この碑(以下「金碑」と稱する)は金の皇統七年(一一四七)に建てられた。碑文の撰者かつ揮毫者は曹衍である。石碑自體は早くに失われ現存しないが、幸いに清末の學者繆荃孫が抄録した『永樂大典』天字韻「順天府」條に、元末の熊夢祥が編纂した『析津志』が引用され、その中にこの碑文が収録されていた(後述するように、本當に『析津志』からの引用であるかについては疑問も残る)。一九四七年、宿白が北京大學圖書館でこれを發見し、詳細な校注を加えて論考にまとめた。雲岡石窟の年代については、原報告十六卷「雲岡造窟次第」がはじめて體系的な編年案を提示したが、宿白氏は、この碑文や新たな考古調査結果をもとに、原報告の雲岡石窟編年論を批判し、新編年案を提示した。
- その後、張焯がその著『雲岡石窟編年史』において、碑文の錯簡を本來のものと想定される形に復元した。この復元によって、金碑が「始終之大略」「歷年之大略」「皇朝外護之大略」「形勢之大略」

「制度之大略」「靈感之大略」、そして金代の稟慧による寺院復興という構成を有していることが明確となった。

金碑は、北魏の創建から金代までの雲岡石窟の歴史に關する、他には見られない貴重な史料を含んでいる。特に十寺に關する記事がしばしば引用される。この十寺については、すべてが北魏の創建というわけではなく、遼代における十の寺院を指すという説³が有力である。十寺のうち、研究者の間でよくとりあげられるのは、北魏の寺院であることが確實な護國寺や崇教寺（崇福寺）である。とりわけ鉗耳慶時（のちの王遇）が開いた崇教寺を雲岡石窟のどの窟に比定するかという問題に關しては意見が分かれている。

第七窟と第八窟の中間の外壁には、大きな石碑と龜趺が造形されている。宿白はこれを碑文で「大而不全」と稱される護國寺の「遺刻」の石碑であるとした。さらに、鉗耳慶時が太和八（十三年）（四八四～四八九）に造營し、「小而完」である石碑を有するとされる崇教寺を雙窟である第九・十窟に比定した。⁴

前者の護國寺に關する宿白の見解については多くの研究者が贊同する。しかし張焯はこの碑が引用する僧法軫『寺記』に見られる「僧護國東壁、有拓國王騎從法軫」という記事に相當する畫像が第一窟の東壁下層北側にあること、また、金碑の「護國二窟、不加力而自開、以至扣地則神鍾發響、聞者攝心、琢石則醴泉流出、飲之愈疾。」に相當する窟が明清以來の雲岡東部の「石鼓洞」「寒泉洞」すなわち第一・二窟と見なすことができることから、護國寺を第一・第二窟に比定する。⁵

後者の崇教寺に關して、吉村怜は、第九・第十窟を崇教寺とみなした場合、造營年代が遅すぎると主張する。そして、鉗耳慶時が馮太后と孝文帝という二聖のために建てた暉福寺の雙塔と建立意圖を

同じくし、時期的にもふさわしいとして、第九・十窟よりも規模が小さく位置も離れ、佛塔をかたどった中心柱を有する雙窟の第一・第二窟を崇教寺に比定する。⁶李靜傑や曾布川寛も鉗耳慶時という一臣下が發願した窟を第七・八窟より規模が大きく華やかな第九・十窟とする説は成立し難いと宿白説を批判し、吉村説の論據をさらに敷衍し崇教寺を第一・第二窟に比定する。⁷彭明浩や衣麗都（Li Li）も先述の張焯の説を批判しつつ第一・第二窟を崇教寺に比定する。⁸

一方、石松日奈子は四八三年に曇曜が失脚したとして、これを畫期とみなし、これ以降、雲岡石窟は皇室以外にも門戸が開かれたとし、建築的モチーフがふんだんに用いられ、細かく巧みな工藝的彫技の傑出した水準が鉗耳慶時の石造建築關係の業績に相應しているとし、馮太后のもと、財力と技術力を持った彼が中國式服制の佛像を採用したと考え、第六窟を崇教寺に比定する。⁹

岡村秀典は、第九・第十窟の拱端にあらわされた鳥形と籐座、唐草文様について、造營年代の明らかなる方山思遠寺・永固陵や宋紹祖墓・司馬金龍墓の例と比較することによって編年を行った。その結果、第九・第十窟は四七九～四八一年に造營された永固陵に後續して造營されたことを明らかにした。この結論は宿白説を強く支持するものであるが、この碑にいう「小而完」である造窟銘の痕跡が見当たらず、一臣下が第七・第八窟をしのぐ規模の雙窟を寄進できたのかという疑問もあり、崇教寺の比定については將來の検討に委ねるとする。¹⁰

次に石窟の造營開始と終了の年代に關して、碑文はその開始を『大唐内典錄』に基づき神瑞年間（四一四～四一六）とするが、他にこれを支持する資料が見当たらない。『魏書』釋老志に基づき、文

成帝の和平年間（四六〇～四六五）の初めに、曇曜が奏請して開かれたとするのが大方の一致するところである。一方、北魏時代の造像活動の終了について、碑文では正光年間（五二〇～五二五）とし、正光五年（五二四）の造像記の存在に言及している。今回収録した造像記のうち、未完成の像に對する造像記である第一番「爲亡夫侍中造像記」が正光五年の造像記に該當する可能性がある。

碑文は唐以降の石窟寺院の復興についても文字を多く割いて記述する。以下、その概要を適宜補足しつつ説明しよう。初唐の貞觀十五年（六四二）、地方官が寺を再建した。その後関連する記述がなく、遼の重熙元年（一〇四九）、母后（欽愛皇太后）が再建したことを伝える。すでに概要にて指摘したように、この年は第二九番の遼代の修像記「戊子」年と一年違いではほぼ一致する。その後、天慶十年（一一二〇）に大字額を天祚帝より下賜される。しかし、遼の末期には盜賊が各地でおこり、雲岡石窟の寺院も灰燼に歸した。

天輔六年（一一二二）、金の軍隊が遼の西京（大同）を平定した。天會二年（一一二四）、金の元帥・晉國王の宗翰（粘罕）が石窟寺に來て隨喜讚嘆し、兵に寺を侵さないよう命じ、僧禪に紫衣を下賜し「通慧大德」の號を與えた。皇統（一一四一～一一四九）の初め、道俗が寺院の復興のため、高僧の惠公法師（慕慧）に對し寺に入住して住持となるように請い、惠公は了承した。富める者は財を、貧しい者は人力を供出して靈巖寺の大閣九楹（楹は家屋を數える單位。家屋の一例を二楹という）・門樓四房、また、厨房・應接間など合計三十楹を再興した。さらに石垣五百餘歩を造營し、瓦ぶきの屋根を持つ建物は二百餘楹であった。皇統三年（一一四三）起工し、二十萬錢を費やし六年七月に落慶した。翌皇統七年（一一四七）、この碑が立てられ、曹衍が文を撰し揮毫した。以上が金碑の記述する唐以降

の沿革の概要である。

この碑文に續いて末尾に、「癸卯年」以下の文が付加されている。宿白によれば、これは『析津志』を編纂した熊夢祥（熊自得）自身が雲岡石窟を訪問したことを自ら記録したものであり、癸卯年は、元の至正二十三年（一二六三）に比定される¹²⁾。ただし、『析津志』という書は元代の大都の地方志であつて、大同の雲岡石窟にかかわる詳細な記述が載せられるとは一般的に言つて考え難く、本来は別の書に載せられていた記事である可能性が高いが、そうすると癸卯年が一三六三年であるかどうかとも再検討が必要である。（倉本）

- (1) 宿白「《大金西京武州山重修大石窟寺碑》校註——新發現的 大同雲岡石窟寺歷史材料的初步整理」（宿白『中國石窟寺研究』文物出版社、一九九六年）初出一九五六年。
- (2) この兩者の編年論の相違についての詳細は、岡村秀典『雲岡石窟の考古學——遊牧國家の巨石佛をさぐる』臨川書店、二〇一七年、四四～四七頁を參照。
- (3) 前掲宿白書五六頁。
- (4) 前掲宿白書六〇～六一頁。
- (5) 張焯「《大金西京武州山重修大石窟寺碑》小議」『中國文物報』二〇〇五年四月一日（雲岡石窟文物研究所編『雲岡百年論文選集』（二）文物出版社、二〇〇五年に改訂の上収録）。
- (6) 吉村怜「雲岡石窟編年論——宿白・長廣學說批判」『國華』一一四〇、一九九〇年。
- (7) 李靜傑「雲岡第九・一〇窟の圖像構成について」『佛教藝術』二六七、二〇〇三年。曾布川寛「雲岡石窟再考」『東方學報』京都、八三、二〇〇八年。

- (8) 彭明浩『雲岡石窟的營造工程』文物出版社、二〇一七年、二四八～二五二頁、Yi, Joy Lidu *Yangang: Art, History, Archaeology, Library*, London and New York: Routledge, 2018, pp. 90-109.
- (9) 石松日奈子「雲岡中期石窟新論——沙門統曇曜の失脚と胡服供養者像の出現」『MUSEUM』五八七號、二〇〇三年。
- (10) 京都大學人文科學研究所・中國社會科學院考古研究所編著『雲岡石窟第十八卷 第七窟—第十窟 本文』科學出版社、二〇一七年、一二四頁。
- (11) 前掲宿白書七三頁。
- (12) 古松崇志氏の御教示による。